

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

◎一般質問

○議長（目時重雄君） 日程第1、一般質問を行います。

ただいまから順次質問を許可いたします。

---

◇ 菅原明雅君

○議長（目時重雄君） 5番、菅原明雅君の登壇を求めます。

なお、菅原議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたしますので、配付いたします。

〔資料配付〕

〔5番 菅原明雅君登壇〕

○5番（菅原明雅君） 皆さんおはようございます。

5番、菅原明雅、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは昨日の町政報告に関してであります。

秋田犬ツーリズムが、ANA全日空と連携して、3月4日から七滝活性化拠点センターでワーケーション事業に取り組む予定が、緊急事態宣言で中止になったという情報を得ておりました。しかし、当然、町も把握しているものと思っておりましたので、昨日のような形になってしまったわけであります。あのまま報道されては大変なことになると思い、発言いた

しましたが、多少配慮に欠いた面もあったのかと反省しております。

次に、ご出席の細越課長、安保課長、亀沢室長、そして、農林班の宮館さん、まるごと支援班の川口さんが、この3月めでたく定年退職と伺いました。

還暦を迎え、定年退職を迎えることは、祝福されるべき人生の大きな一つの区切りであると思います。今後も引き続き町のためにご尽力願えるものと思いますし、まだひと月ありますが、議会としては最後になりますので、定年退職を迎える皆さんに、この場を借り、ご慰労と感謝の意を述べたいと思います。長い間、町民のためにご尽力、ご苦勞いただきました。お疲れさまでした。そして、ありがとうございました。

さて、昨日の町政報告で、地域連携DMO秋田犬ツーリズムがワーケーション事業に取り組むとの報告をいただきました。新型コロナで停滞している面もあるようですが、町外から多くの若い人がこの町に来て事業に取り組むことは、素晴らしいことであり、今後の展開に大いに期待するところであります。

本日、私が準備した資料も秋田犬ツーリズムのものであります。

秋田犬ツーリズムは、小坂町にとって、天の恵みであるとは私は考えております。アキタ・イナカ・スクールにしても、今回のワーケーションにしても、我々にはないグローバルな視点と、何より実行力を持って、全国的にも注目される優れた活動を展開しております。七滝地区にとどまらず、しつこいのですが、十和田湖も含めた町全体の活性化にご尽力いただけるよう、町にはこれからもさらに連携を強化していただきたいと考えております。

先日、2月10日に、広報こさかと、各家々に配布された議会だよりこさかは思いのほかの反響で、多くの方々からご意見、ご感想をいただきました。直接会って話される方、電話やメールを下さる方、中には、ご丁寧に手紙を下さる方もおりました。多少手前みそになりますが、町民の声でありますので、二、三紹介させていただきます。

1つ目、小坂町の年代別人口構成を見て、改めて超高齢社会であること、2025年問題の深刻さを痛感いたしました。

2つ目、20代、30代が少ない。JICAにしろ、イナカ・スクールにしろ、技能実習生にしろ、国籍にかかわらず、若い人がいれば、それだけで町に活気が戻るような気がします。

3つ目、批判するだけでなく提案していく姿勢に共感します。今後もその姿勢を貫いてください。これは私に対するエールであります。

最後に、技能実習生を担当している企業の方からのご意見です。このような機会を通して、技能実習生について町民に知っていただけることはありがたいことです。コロナが落ち着け

ば、会社として人員を増やしたく思っているようですが、地元からは人がなかなか集まらず、技能実習生に頼らざるを得ない状況にあります。町内の他の企業も同じ状況にあるかと思えます。若い人がいると、確かに職場に活気が出ます。町からのご協力を得られるのであればありがたい。その際お願いしたいのは、住居のあっせんです。町民の多くの方々は、優しく丁寧に接していただいております、感謝していますとのことでした。

ということで、今回は、外国人技能実習制度全般について、町民に知っていただきたく、以下の5点について質問させていただきます。

第1は、技能実習制度は国の制度ですが、その目的や状況等全般について、ご説明願いたい。

次に、秋田県も技能実習生の受入れを進めておりますが、県内の状況をお教え願います。

さらに、小坂町内の外国人労働者、技能実習生の状況等についてお示し願いたい。

4番目として、小坂町の将来を見据えますと、外国人実習生、技能実習生の労働力は必要不可欠になると考えます。まずはこの点に関していかがお考えか。その上で、技能実習生から選ばれる町になるための施策が必要になると考えますが、いかがお考えでしょうか。具体的な対応策、施策があればお示し願いたい。

5番目として、小坂町が技能実習生から選ばれる町になるための具体策の一例として、秋田犬ツーリズムが昨年10月に実施した技能実習生向け域内ツアーの小坂町版、技能実習生向け町内ツアーなるものを提案いたします。

批判するだけではなく、町をよくするために必要だと思われる施策を提案するという姿勢で、私はこの議会に臨んでおります。この件に関しましては、資料を準備いたしましたので、必要があればご答弁の後に説明させていただきます。

次に、大きな2点目の質問です。

微妙な問題でありますので、少し軽率だったような気もいたしますが、4月に町長選がありますが、当選すれば任期は2025年までの4年になります。団塊の世代の諸先輩が全員後期高齢者になる年であります。4年後の小坂町の姿をどのように描いておられるのかお伺いしたい。また、そのための柱となる具体的な施策があれば、お示し願いたいと思います。

以上2点、外国人技能実習生への対応・施策についてと、町長1期4年後の2025年の小坂町の姿について、発言通告書に基づき質問させていただきました。ご答弁をいただき、必要があれば、再質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（目時重雄君） それでは、5番、菅原明雅君の一般質問に対し、町長からの答弁を求

めます。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

5番、菅原明雅議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、外国人技能実習生への対応・施策等についてのお尋ねであります。

お答えするに当たり、まずは、外国人技能実習制度について説明させていただきます。

この制度は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、略して技能実習法とも呼ばれる法律に基づくものであります。

この法律の目的は、日本で培われた技能、技術や知識の開発途上地域への移転を図り、開発途上地域の経済発展を担う人づくりに寄与する国際協力の推進であります。

法律では、技能実習を労働力の需給の調整の手段としてはならないとしており、二国間協議を経た上での送り出し機関の指定、技能実習生の保護、監理団体の許可、技能実習計画の認定、実習期間やその延長、受入人数枠拡大のための条件などが定められております。

技能実習生を受け入れる方式については、企業単独型と団体監理型の2種類があります。

企業単独型は、海外の現地法人や取引先企業の職員を受け入れ、認可された技能実習計画により技能実習を行う方式で、団体監理型は、事業協同組合等の営利を目的としない団体が海外から技能実習生を受け入れ、傘下の企業や個人事業主の下で企業単独型と同様に、技能実習を行う方式であります。

いずれの方式も、外国人の技能実習生が企業や個人事業主と雇用契約を結び、技能実習計画に基づいて技能の習得、熟達を図るもので、最長5年間、日本で技能実習を行うことができます。

外国人を雇用する企業や事業主には、外国人を雇い入れた際と離職した際には、氏名、在留資格、在留期間を確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられております。

厚生労働省が発表した最新の調査によれば、令和2年10月末現在、日本で就業する外国人は約172万人とされております。その中で一番多いのは、在留資格が永住者や日本人の配偶者などの身分に基づき在留する者に該当する者で約54万6,000人、次いで技能実習生で40万2,000人、3番目に多いのが留学生のアルバイト等の短時間勤務の資格外活動で約37万人となっております。

秋田県内では、外国人労働者を雇用する事業所数が539事業所、外国人労働者数が2,402人で、うち技能実習生は1,355人となっております。国籍ではベトナムが多く、外国人労働

者全体では795人。33.1%、技能実習生では684人。50.4%を占め、産業別では製造業が多く、技能実習生は1,023人。75.5%が従事しております。

町でもこの傾向は同様で、技能実習生は3事業所に31人おり、国籍は全員ベトナムで、製造業に19人、建設関連に9人、金属加工関連に3人従事しております。

将来的に15歳から65歳未満の労働者人口が減少するとの見込みではありますが、技能実習法の主旨は国際協力の一環であるため、技能実習生を労働力の需給調整の手段とすることはできません。また、技能実習生が選択するのは企業や職種であるため、直接町が関与できることは限られております。しかし、海外からの技能実習生の数は、今後さらに増加することが見込まれるため、技能実習制度の導入を目指す企業や団体からの相談や、来町した外国人労働者の受入に係る環境整備など、側面からの支援を求められることはこれから増えてくるものと考えておりますし、必要な支援を行わなければならないと考えております。

昨年、小坂町が参画している地域連携DMOである秋田犬ツーリズムが実施した技能実習生向けの管内ツアーがよい例だと考えております。このツアーは、構成市町村担当者が出席する幹事会で検討し実施した事業で、コロナで停滞した観光施設の支援とインバウンド客の受入体制整備と併せて、技能実習生による海外へのPRを図るためのパイロット事業として位置づけたものであります。今回は、企画から実施まで時間がなかったため、大館市内の企業を中心に実施されましたが、今後はエリア内の技能実習生向けツアーの商品造成を進める予定で、その際には町内企画も対象になってくるものと考えております。

いずれにせよ、技能実習生も町の住民登録した町民であり、技能実習生一人一人から小坂町の応援団となっていただくためにも、町や地域の魅力を理解する活動を進め、帰国後も好きな町、来てよかった町と言われる町を目指してまいりたいと考えております。

次に、町長1期4年後の2025年の小坂町の姿についてのお尋ねであります。

私の3期目の町長の任期が4月11日で満了となり、4月4日執行の町長選挙に私が臨むに当たり、その4期目の施政をどのように思い描いているのかという内容のお尋ねであると思っております。

私は、平成21年4月から町長の任に就き、議員各位、職員、そして町民の皆様などから多くのご助言、ご指導をいただきながら、選挙公約である町民目線の方針の下、誠心誠意、町政の発展に努めてまいりました。この場をお借りし、深く感謝を申し上げます。

町長1期目の就任直後からその策定に取り組んだ第5次小坂町総合計画が、平成23年4月にスタートいたしました。この計画は、町民の目線、町民が望むまちづくりに重点を置き、

まちづくりアンケートの実施、町民と各種団体の代表からなるまちづくり委員会開催により、町民のまちづくりへ対する意向を確認し、町民がつくり上げたものであります。

この作業を通じて町民の皆様の声を集約し、議員の皆様方からも熱心にご審議いただき、10年後の小坂町の目指す姿としての町の将来像を「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂 ～十和田湖と鉾山文化 人と自然にやさしい環境が新しい時代を築く～」とし、各種施策に取り組みさせていただきました。

この計画に沿って実施してきた主な施策は、小中一貫教育の実現、明治百年通りにぎわい創出プロジェクト、みんなの運動公園整備、緊急告知ラジオの運用、旧小坂中学校校舎を活用した役場庁舎移転と旧七滝小学校校舎を活用した七滝活性化拠点センター整備、上向七滝線のバス運行、小坂七滝ワイナリーの整備、十和田湖ひめますのブランド化、若者定住住宅整備及び移住定住促進策の充実、高校生までの医療費無償化、小中学校での給食費半額助成と教材費の全額助成、保育料完全無償化及び在宅育児助成などです。

これら施策は、他の自治体に決してひけを取るものではないと自負しておりますが、その効果はすぐに出てくるものではありませんので、必要に応じて拡充し継続していかなければならないものと思っております。

現在の総合計画が本年度で10年目となり、この3月でその期間が終了することに伴い、4月からの第6次小坂町総合計画を現在策定中ではありますが、本計画の基となる今後10年間の基本構想については、去る12月定例議会において提案し、議員の皆様からのご承認をいただいたところであります。

この基本構想及び基本計画策定には、第5次小坂町総合計画と同様に、まちづくりアンケートの実施、町民と各種団体の代表からなるまちづくり委員会開催により、町民のまちづくりへ対する意向を確認し、私のまちづくりに対する思いも込めて策定しております。

基本構想においては、10年後の令和12年度・2030年度に目指す町の将来像として「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を掲げております。その将来像実現のため「健やかに自分らしく生きるまち」、「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」、「にぎわい・活気を興すまち」、「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」、そして「ともに明日を築くまち」の5つの基本目標に沿った施策を実施することとしております。

これまでの3期にわたって、先ほど述べた子育て支援や地域福祉等の充実や道路、上下水道等のインフラ整備など住民の利便性向上に寄与する施策を実施してまいりましたが、4月の選挙の審判により4期目を託された際には、10年後の町の将来像に向けて、さらにこれら

施策の継続と拡充を、これまでの私の経験と実績を基に、町の規模に見合った形で取り組んでまいります。

人口減少の歯止めは町の大きな課題であります。小坂町に住み続けたい、小坂町に住んでみたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めることが重要であり、これら施策がこの課題解決につながるものと信じております。

菅原議員からの質問にあります具体的な今後の施策といたしましては、現在のところ、町内への移住を促進するための賃貸住宅建設促進策としての建設費助成、安心して結婚できる結婚新生活の助成支援、そして高齢者等の交通の利便性を図るバス利用者への運賃助成などを実施したいと考えております。さらには、小坂町産業振興会と連携し、多くの方々に地元企業、事業所への就職を促進するなど、産業振興にも尽力してまいります。

また、令和元年度に着手した十和田湖和井内地区での道の駅整備は、小坂町が環境省・国土交通省などの国の機関と秋田県と連携して、整備が順調に進められているところであります。国立公園十和田湖は、ご存じのとおり日本を代表する景勝地であることから、この事業は、町内外の注目を浴びております。この道の駅は、令和5年にグランドオープンする予定でありますので、これに向けて、官民一体となった整備を引き続き進め、完成後には民間活力により運営してまいります。そして、この道の駅を拠点として、十和田湖観光はもちろんのこと、明治百年通りの産業観光遺産への誘客も図ってまいります。

小坂町を町外の多くの方々に知ってもらうための施策も重要と考えております。昨年11月から、町の施設をラッピングしたバスが大館盛岡間で運行しています。また、七滝活性化拠点センターで海外の方々を対象とした日本語教室アキタ・イナカ・スクールの運営会社が国内外に向けてPR動画を発信しているほか、このたび、ヤマト運輸株式会社との包括協定締結に伴い、ヤマト運輸が発送するふるさと納税返礼品に、町のPR動画を視聴できるQRコードを貼付しています。今後も引き続き、工夫したPR活動を行ってまいります。

現在、国及び各地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策、この影響による停滞した経済活動の支援を実施し、さらには、感染症終息後を見据えた経済対策いわゆるアフターコロナ、ウィズコロナの実施が求められております。町においてもこれら施策に積極的に取り組んでおり、その取組は継続性が求められています。したがって、現段階では、感染症の終息とアフターコロナ・ウィズコロナに関して、引き続き私が先頭に立ってこれら施策に積極的に取り組んでいくことが必要であると考えております。

今まで述べてきた施策のほか、町民の皆様の声に耳を傾けながら、引き続き町民視線を大

事にした施策に取り組んでいくことを約束いたします。

最後に、町長選挙選前の最後の定例議会での一般質問において、選挙に臨む私の考えを述べる機会を与えていただいたことに、心より感謝を申し上げます。

以上、5番、菅原明雅議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。

1番の技能実習生に関して、1点ずつ再質問させていただきます。

まず、1番の国の制度ということですが、この技能実習法が制定された際、当時官房長官であった菅総理が、日本が外国の方々から選ばれる国にならなければならないということをお話されましたが、そのご記憶がおありになるかどうかというのが1点です。

そして、この法律、先ほど実習生は労働力ではないというお話ではありましたが、国際貢献とかという目標ではあります、目的ではあります、実際は、この法律制定の背後に大きな問題があるわけですが、それは何であるとお考えでしょうか。この2点についてお伺いいたします。町長よろしく願いいたします。

○議長（目時重雄君） 産業観光課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 町長の発言の前に、私のほうから一言説明させていただきたいと思います。

法律制定の際に、技能実習生から選ばれる日本というふうな発言でございますが、この意味としましては、やはり、日本は技術が高い、発展途上国へ協力していく立場であると、そういう意味を含めての発言だというふうに私は理解しております。

加えまして、この技能実習生の制度、第2条のところに明記されております、雇用調整の手段としてはならないというふうなことでございます。看板としましては、やはり国際貢献であるという看板を否定することができないのではないかなと。ただし、今、菅原議員がおっしゃられましたとおり、背景部分については何も否定するものでもないと思いますし、実際そういった効能もあるものだというふうに私は理解しております。

以上でございます。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 菅総理が官房長官のとき、日本が外国から選ばれる国にならなければならないと。それまでの技能実習生のように、不法労働であるとか、安い賃金で使うとか、



そういうようなことをしては、日本は選ばれない国になる。つまり、韓国であるとか中国であるとかシンガポールであるとか、そういうようなアジアの中の先進国に、そんなことをしては外国人技能実習生を奪われてしまうという、そういうような危機感から出たものだと思います。

背後にあるのはこれは明らかに2025年問題なのです。

今日渡した資料を見ていただいて、小坂町の人口構成図ですが、これを見れば明らかなように、団塊の世代の諸先輩は2025年に全員後期高齢者になる。超高齢社会になるわけです。外国人の労働力なしには日本という国はもう成り立っていかない、経済が回っていかない。それゆえに、日本は外国の方々から選ばれる国にならなければならない。こういうふうに言われたというふうに私は感じています。ですから、技能実習制度は国が推進する制度であるということをご確認願いたいと思います。

次に、秋田県も、お答えのように技能実習生の受入れを推奨していますけれども、当町もそのように認識しているということによろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） はい、認識は同じだと思っています。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

お答えにありましたけれども、今インターネットでいろいろ情報が出ています。ここに令和2年外国人雇用状況集計調査という非常に丁寧な、労働局が出している資料があります。インターネットから引くことができます。鹿角の労働局、つまりハローワークのほうの資料もありますので、ぜひこういうのを見て、生意気な言い方ですけども、私はこれから絶対必要になる制度だと思いますので、大いに勉強してもらえればありがたいなと思っています。

なお、平成28年からですか、この制度が施行されてから、50%ぐらいでやっぱり増えていきますので、県の状況もそういう状況であるという。ただ、残念ながら秋田県は技能実習生が非常に少ない。残念ながらそういう状況にあって、それで、私、秋田労働局の近野課長補佐さんと話をさせてもらいました。電話でありましたけれども、秋田県は技能実習生が少ないが、今後の労働力不足を補うには、技能実習生を増やしていかなければならないと考えているということでありましたので、県と連携して、ぜひ前進させていただきたいと思います。

ということで、国も県も推奨している事業でありますので、ぜひ町も積極的に取り組んでいただきたいと思いますというように思います。

3番目の小坂町の実態で、私の通告書では身分ということが書かれていたと思いますが、身分というのは、国籍は外国ですので、選挙権はないということでもよろしいですね。そして税は払っているということでもよろしいでしょうか。その辺確認したいと思います。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） はい、課税対象になっております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ということで、労働力ではないという、使えない、実習生ですからね、そういう形にはなっていますが実際は税収を払っていると。労働力になっているということかと私は認識しております。

それで、国や県は技能実習生の受入れを推奨していますけれども、小坂町としても受け入れる方向で頑張りたいという、先ほどの答弁でもよろしいのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 町長の答弁にもございましたように、実習生を受け入れるのは事業所であります。最近、町内の事業所においても、こういった実習制度を活用して海外技能実習生を雇用している状況にありますので、町としてもそういった面につきまして、環境整備等を図りながら、そういった受入れには事業所の相談に積極的に乗っていきたいというふうに考えております。

○5番（菅原明雅君） 先ほど最初の質問のときに、技能実習生を担当している方からの話を紹介しましたがけれども、町からの協力を得られるのであれば、その際お願いしたいのは住居のあっせんだとこのように言っております。町には空き家等もありますので、担当任せということではなくて、総合的かというと、包括的かというと、そういうような形で、町の空き家などを利用した形で、それを活かしながら、技能実習生を活かしていくというような、そういう施策を講じていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） これまで町に来ていただいた技能実習生につきましては、町内の受入れする事業所側から、そういった空き家等の活用等の相談もこれまでも受けております。実際そういった件も何件か紹介させていただいておりますので、引き続き、そういった相談には乗っていきたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） できれば、支援といいますか、も含めて考えていただければ、やはり

暖かい国から来ますので、やっぱり寒いとか、そういうことに対しての抵抗はあるようでありますので、ここでは返答を求めませんが、そういうような方向性でお願いしていただければありがたいなと思います。

また今日、12月にも渡した資料と重なるのですけれども、小坂町の年代別人口構成図、これ人口ピラミッドとなっていますが、安保課長とも話したのですが、もうピラミッドではありませんので、これはもう、年代別人口構成図とか、そういう形に直したほうがよろしいかと思うのですけれども、この年代別人口構成図を見て町長のご感想と伺いますか、をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 私たちの年代というのはすごく、ちょうど戦争が終わったばかりです。ごい人数がおったということでありまして、それから見ると本当に、小学生でも、中学生でも、私たちの1学年よりも全校の生徒が少ないというような、本当に、状況であります。

そういう中で今、町を守るというのですか、町を活性化させるためには、やっぱり若い人が必要だなという部分は痛感しているところであります。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

私は県立の高校の教員をしております、全県の高等学校の、高校の統廃合問題にも関わりましたが、学校の基本は生徒数だと、このように実感いたしました。やりたいことが幾らあっても、生徒数が減ると、いろいろ活動が規制されます。学校に入ってくるお金も減ります。その意味では、今、小坂高校は本当に大変な状況にあると思います。県立の高校とはいえ、小坂町の学校ですので、よろしくご支援を願いたいと思います。

ちょっと話がそれましたけれども、話を戻しますと、学校の基本が生徒数であるならば、町行政の基本は人口であるところを考えるわけです。

それでこの町の年代別構成図を見て、当然、第6次総合計画などを策定したと思いますけれども、その第6次総合計画を策定する上で、この年代別人口構成図を見て、問題に思ったことや配慮した施策等があれば、簡単にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 資料提供ありがとうございます。また様々な提案ありがとうございます。

この人口ピラミッド、いわゆるもうピラミッドという形はなしていないわけなのですけれ

ども、町の人口の状況を見ますと、自然増減で人口が増えるということには、町の施策を様々進めたとしても40年にかかるというふうに、人口増に転ずるには40年にかかるものと思います。したがって、社会減をいかに抑制するか、あるいは社会増をどのように増やしていくかということが、これからの町の人口減少対策の一つになるものと思われま

すが、子育て支援施策、安心・安全に住めるまちづくりというのを重点に置きながら、先ほど町長が述べましたように、住み続けたい、住んでいてよかった、ぜひ小坂町に住んでみたいといった方々を増やしていくということが、これからの町の目指すいろんな施策につながっていくものというふうに思います。

○5番（菅原明雅君） 本当に全国的にも、本当に難しい問題でありますけれども、私は12月議会で、20代、30代が少ないので、この世代を膨らませなければならないと。それで町も若者向け住居の提供などを頑張っておられるけれども、やっぱり加えて、リモートワークを推進する企業等の誘致、これは秋田県で頑張っておられます。12月議会で、東証上場63社が、秋田県のリモート移住を考えているというような新聞も提示いたしました。あともう一つは、この技能実習生から選んでいただける町の施策をという2点を提案させていただきましたが、貴重な提案ですので検討しますというご回答でしたが、その後どのように検討したのか。簡単に結構ですので、お答えいただければありがたいと思います。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 12月定例議会においても菅原議員から貴重なご提言をいただいていたところであります。

昨日の町政報告でも町長が述べましたように、ワーケーション等につきましては、様々な機関を通じながら、小坂町での活動の場の提供ということも、これから検討してまいりたいというふうに思います。また、県の作ったリモートワークに関するパンフレットにおいても、七滝活性化拠点センターが例として挙げられているという状況にありますので、そういった県と連携しながら、小坂町でのリモートワークの推進に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） ワケーションというのは、結局、出張みたいなものなのですね。こちらに来て。ですから、税収とかということ考えた場合には、ワーケーションよりやっぱりリモートワークというのが必要なのではないかなと私は考えています。

県と連携を取って進めているということでありましたが、私も県の移住・定住促進課の課

長さんの三浦さんと、電話であります、お話をさせてもらいました。それで、63社と言っていますが、それは目減りしているそうです。ただ、県として新年度に予算化して、支援策を講じていくので、また戻ってくるのではないかとのお話をしておりました。その際、県の情報を待っていればよろしいのですかという話をしたら、小坂町にはDOWAという一流企業があり、関連企業も多いので、独自に進めていただきたいと。その上で、県と連携して県の支援策等を利用してもらえればありがたいという話をしておりました。

県は国の指導を受け、そして市町村は県の指導を受けて進めるわけでありましょうから、できるだけ県との連携ということを含めて、そして何とかですね、大きな企業が来る、こういう夢のような話なのですから、ただ、新コロナがなければ出てこない話なのですよ。新コロナという逆境があるがゆえに、秋田でやってもいいという上場企業が出てきているわけですから、私はこのチャンスというのは絶対もう千載一遇のチャンスだと思っていますので、駄目もとで結構ですので挑戦していただきたい。駄目でいいのです。ただ何もやらないで、後になってから、大館市に来たとか、仙北市に来たとか、松田町長の美郷町に来たとか、そういうことになってはちょっと悔しいので、駄目で結構ですので、町が生まれ変わる大きなチャンスだと思っていますので、リモートワークを推進する企業の誘致というのは、ぜひ積極的にお願いをしたいというように思っています。

ちょっと、今日は勉強してきましたので、質問して、続けさせてもらいますが、この小坂町の人口構成図を見て、問題は2点あると思います。1つは20代、30代が少ないこと、そしてその傾向が続くことですね。この前も話したのですが15から19のところが多いのですが、しかし、ここは高校生ですので、高校を卒業していけば、大半の方々は町内を離れる、ですからこれは先細りしていくわけですね。ですから、10年後には40代、50代も少なくなるわけです。それで、どこの町も頑張っているわけですね。小坂町も当然頑張っていますが大館市も頑張っているし、鹿角市も頑張っているし、北秋田市もそれぞれ頑張っています。そして、この地域に共通するのは、どこの市町村も20代、30代が少ないということなのですね。つまり、少ないパイをみんなで取り合う。これは当然必要なことなのですが、どうしても限られているので、県外や国外から20代、30代を補う施策が必要であるというのが私の主張なのです。20代、30代をやっぱり県外や、つまりリモートワークによって県外や、そして技能実習生ということで国外から補う必要があるというのが私の主張です。それは時代の流れの中で当然に必要な施策だと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 今、国内の人口の動向と、また技能実習制度ということでの絡めてのお話だったというふうに思います。

この技能実習制度、確かに若い方々が日本に来て技能実習を行う、また小坂町に来て技能実習を行うということではありますが、これは1年から5年という、そういったスパンでの日本に在留できる資格というふうな制限がございますので、なかなかそういった実地に結びつくものではないのではないかなというふうに、私のところでは考えております。いずれ、実習期間が終わると、送り出し国である国に日本から帰らなければならない。そういった段階で、この人口ピラミッドの補正といいますか、人口増にというふうな形としては、気持ちとしては私も思っておりますが、実際はなかなかつながるものではないというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） この件に関しては、後でそういうことを4番、5番の問題と関わりますので、その際にお話をしたいと思います。

あと、この年代別人口構成図を見て問題になるのは、やはり、町長の年代でもあるでしょうか、やっぱり70から74歳のこのところが一番多いということですね。これ513人います。5学年で513人います。20代、30代合わせて618人ですが、このうち31名は外国人でありますので、ちょっとオーバーに言うと、20代、30代合わせた数字と、この70から74歳5学年の数は大体同じという。大変なことなのですよ。20代、30代合わせても、もう80代は694人ですから、80代のほうが多い。そういうようなことになっていくわけですが、この70代から74代の方が多い。これは私が言っている2025年問題、2025年に備えたまちづくりをと強く言う理由の一つなのです。

それで、秋田県は技能実習生が実は少ないのです。その分、労働局の方ともお話をさせてもらいましたが、高齢者の労働力に依存している面が多いといわれています。つまり、60歳定年、65定年をしても、まず70くらいまでは働きましようとか、中にはもう少しということで、仕事の内容にもよりますけれども。でもさすがに75ぐらいになったら限度という人が多いようです。

ここでやっぱり注目しなければいけないのは、この70から74の方々が、来年の2022年から団塊の世代が後期高齢者になってきます。ですから、二、三年後には後期高齢者になっていく。つまり、支える側ではなくて完全に支えられる側に回っていくという、そういう状況

になるということだと思います。

ですから、20代、30代が目減りして、働く高齢者も激減すれば、税収の上でも急激な減収が予想されるのではないかとこう考えているのですが、この点はいかがお考えなものでしょうか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 確かにこういった人口構成図等を見ますと、高齢者の方が多いというのはまず目に見えて分かるような形であります。しかしながら、小坂町は比較的元気な、先ほどおっしゃられたように、元気な高齢者が多いというふうに考えております。そういった方々には、こういう表現はちょっとあれなのですけれども、元気に働いていただきたいというふうなところが正直なところであります。

今後支える世代、20代、30代、40代のところの人口をできるだけ減らないような形で、支える体制づくりをしていかなければならないものというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（菅原明雅君） 別に町を責めているとかそういうことでは全くありません。大変な時代になるので、それに備えたまちづくりを、やはりみんなで知恵を出し合ってしていかなければ、恐らく、私が思うに、町が考えている以上のスピードで、高齢化社会になっていく。ですから、健康な老人がたくさんいるというのはいいわけですが、一般的には75歳以上の5人に1人は要介護だと言われてますよね。町の施策で5人のうち1人が6人のうち1人になるにしても、それでもやはり要介護を必要とする方々は増えてきますので、この辺は、いざとなつて気がついたら入る施設がないとか、気がついたら入る場所はあるのだけれども支える人材がないとか、そういうことにならないように、互いに知恵を出し合いながら対策をしていかなければいけないことだなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番、5番の問題に関しては、これは町長の判断なくしてはなかなか担当者は答えられないと思ひますので、説明の後、町長の判断をお願ひしたいと思ひます。

それで渡した資料であります。これは秋田犬ツーリズムから電子データを頂きまして、コピーさせてもらいました。この前は切り貼りだったのですが。それで、ちょっと、大きな字ですからあまり内容はないのですけれども、それでもポイントだけ読ませてもらいたいと思ひます。

2ページということ、これ下のほうだけです。域内に住む外国人はということ、大館

市に274人、北秋田市に74人、そして小坂町にこの時点では32人、計380人の技能実習生が住んでいます。1人減ったのはオーディオの方が別のところに行ったようです。この方々を動かして当座の観光産業を潤すことが考えられないかということで、まずこの計画をしたということなのですが、この秋田犬ツーリズムが、昨年5月と書いていますが、実際はコロナで10月に実施したものです。

秋田犬ツーリズムは、もともとインバウンド、外国人観光客を呼び込み、地域を活性化することを目的としたDMOですけれども、この資料は、コロナ禍で家に籠もりがちな外国人技能実習生を元気づけようと実施したものです。域内ツアーということで、大館、北秋田、小坂、上小阿仁の技能実習生のいる事業所全てに案内したようですが、参加したのは小滝電機さんだけだったようでございます。ということで、この周辺にも380人の技能実習生が住居しているということです。

それで、もうどんどん、後でゆっくり見てください。3ページですが、今ここの地域を知り、母国に情報発信してもらいよい機会になると。日本、秋田を好きになってもらい、帰国して、さらにそのよさを母国に伝えてほしいということで計画をした。メリットはたくさんあるということですが、それははしりましょう。

それで、5ページの長期的なメリットもということで、ここは私が共感するところなのですが、実習生は近時ベトナム人などが増加、もともと多い中国などとともに、今後も経済成長が続く国出身者、また人口も多い国、ベトナムは1億人に迫ると。なので、彼らにSNSなどで発信してもらえばかなりの宣伝になる。10年後を見据えておけば、秋田のファンをつくっておき、将来はインバウンド需要を確保できるチャンスであると。ある種の投資だと。ベトナムは、今のタイを追い越すほどのASEANの経済大国になることは間違いない。人口はタイの1.5倍だと、恐らく経済規模ではインドネシアに次ぐレベルになるだろうということで、小坂町に来ている技能実習生も全員ベトナムの方であります。

次です。実習生同士の話は瞬時に広まるので、大館、北秋田、小坂などでの実習は、とても待遇がよかった、人々が親切だとなると、実習生の今後の成り手の確保にもつながる。回り回って、地域の人手不足に悩む企業にもメリットが長期的にできるということなのです。私はやっぱり、先ほど課長が5年で帰ると言いましたが、帰ってきた人が、小坂がよかったということにつながっていくという、そういう方策をやっぱりやっていかないと。はっきり言って、秋田は条件がいいわけではないのです。ベトナムの方からすれば寒いし、最低賃金は安いし、そうすると、やっぱり人間的なつながりというものが大切になる。ある意味投資



になると思うのですけれども、こういう投資というのは必要なのではないかと考えています。

それでこれ、10月10日に実施した小滝電機の実習生ツアーです。ベトナムの方、陽気な母さんの店の石垣さんが写っておりますが、非常にいい笑顔でうれしそうですね、こうめくっていくと、きりたんぼを作ったり、小坂町にも訪ねてくれまして、まちづくり株式会社の高橋さんが写っています。秋田犬ツーリズムは非常に優秀で、易しい日本語で接する仕方みたいな講座を持ったりしてあります。ですから私は、小坂の観光に携わる方にも、そういう勉強をぜひしていただきたいと思うのですが、高橋さんも易しい日本語で外国人に接する、要するに、外国語を覚えなくてもいいのです。そういう勉強をなされて対応してくれたというように、秋田犬ツーリズムでは言っておりました。レールパークとか来て来てくれています。事業所、鉱山事務所にも来て来て、アンケート結果もありますそれは後でご覧ください。

それで、そこの最後のところになるのですが、一番下、康楽館裏の庭園の池の鯉が大人気で、銅像と一緒に写真を撮るのが好きだというような傾向も書かれています。私も鯉に、孫連れてパンやりに行ったりしますけれども、あそこが非常に人気があったようでございます。

ということで、こういうようなことを通して、やはり小坂町を好きになってもらう、小坂町のファンを増やすということを提案したいのです。これは城内ツアーということなのですが、小坂町だったら小坂版ができると思うのです。十和田湖を加えればいいし、康楽館で観劇させればいいし、そういうものを通して、将来的な投資としてつなげていただければありがたい。こういうのがもし実際できれば、小坂は技能実習生を大切にしている町だということで、もうSNSどんどん広がっていきますよ。ぜひ考慮していただきたいというように思います。

ということで、この4番、5番に関して、町長さん、いかがでしょうか。提案でありますけれども。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） ただいまの提案につきまして、本当にありがとうございます。

これから4年後のことを考えなければならないのですけれども、まず、自分としては、やれるものからやっていきたいという思いをしております。できるだけベトナムといいますか、実習生にも、この町はいいなという、少しでも印象を与えられるようにまた頑張っていきたいなと思っております。

以上です。

○5番（菅原明雅君） どうもありがとうございました。

こういうことをぜひやっていただきたい。そして、将来に生きる投資でありますので、私も教師でしたけれども将来に生きる投資というのは大切だと思います。子どもの数は減っていますけれども、こういう方々を育てていくことで町は元気が戻る。そんな気がします。そして菅総理が言ったように、外国の方からも選ばれる国、外国の方からも選ばれる町にしていきたい。国も県も推奨する技能実習制度でありますし、町内の企業も労働力不足で求めている技能実習生でありますので、技能実習生に選ばれる町になるための施策に取り組んでいただきたい。そして、具体的に技能実習生向けの町内ツアーなるものを計画していただきたいと、こういうように思っています。

ちょっと長くなってしまいましたが、これは「秋田県における外国人技能実習生受け入れへの課題と提言～秋田県とベトナムでの現地調査を踏まえて～」という、国際教養大学の飯牟禮克年先生が書いた論文があります。インターネットで引けますので、ぜひこういうのを読んで、前向きに捉えてもらいたいと思うのです。

その中で彼が言っているのは、外国人労働者が秋田県での生活に魅力を感じるような外国人材受入れの体制整備と、そして公的支援が求められるということを言っています。ですから、企業のことだというのではやっぱり違うレベルになってきているのではないかなというようなことを、この論文を読んで感じました。ぜひ、今インターネットでいろんなものを引きながら勉強できますので、私のほうでも勉強して提案させていただきたいと思っております。

あとこの中には、JAやまもととか、正八という大潟村、農業に携わる技能実習生についても書かれています。小坂町でも農家の高齢化、後継者問題というのがこれから大きな問題になると思うのですが、ある意味、その解決のチャンスになるものであるかもしれません。そのように、参考にさせていただければありがたいなと思いますので、ご紹介しておきます。国際教養大学の飯牟禮克年先生の論文です。

そうすれば、長くなってしまいましたが、最後に、日本のこの年代別人口構成図、秋田県は高齢化の先進地ですので、ではありますが、将来的には日本がこういうようになっていくわけです、小坂の人口構成図のように。を考えたとき、近い将来、必ず全国1,700を超える自治体間で、外国人技能実習生を取り合うことになると思います。大館には既に介護に携わる技能実習生がおります。時代の流れというのを見据えて、時代に取り残されるのではなくて、逆に時代を先取りして活力のあるまちにしていきたい。新型コロナの災い、そして超高齢社会の到来という非常に厳しい時代になりますけれども、みんなで知恵を出し合って、

課題を一つ一つ解決して、この町を前進させていきたいものだと思っております。

次に、大きな2点であります。これ4年後の町の姿についてご答弁いただき、ありがとうございました。ただ、選挙の公平性を担保しなければなりませんので、意見等は差し控えさせていただきます。とにかく、これからの時代は、やっぱりトップリーダー、トップのリーダーシップが問われる時代になるかと思っております。選挙戦では大いに政策論争していただきたい。そしてこの町の将来を見据えたビジョンを我々町民に示していただきたいと思っております。そして選挙後は、どちらが選ばれても厳しい時代になるかと思っておりますので、わだかまりを捨て、町民皆が一丸となって前進していきたいものであります。今後とも、心豊かに安心して暮らせるまちづくりのために、議員として微力ながら尽力することをお約束いたし、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、5番、菅原明雅君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 鹿兒島 巖 君

○議長（目時重雄君） 次に、8番、鹿兒島巖君の登壇を求めます。

なお、鹿兒島議員からは、事前に資料の配付の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

資料を配付します。

〔資料配付〕

〔8番 鹿兒島 巖君登壇〕

○8番（鹿兒島 巖君） 8番、鹿兒島巖であります。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は、今議会では、4つの課題について一般質問をさせていただきます。

まず第1の課題は、後期高齢者医療制度にかかわってであります。

後期高齢者医療制度での保健事業には、健康診査事業をはじめとして、歯科健康診査事業、長寿健康増進事業、健康づくり訪問指導事業、医療費適正化推進事業補助金の5事業があります。そして、これらの事業は、具体的には各市町村が事業主体となって取り組み、その取り組んだ経費に対して、県広域連合から各市町村に補助金が交付される、こういう仕組みになっております。

しかし、県広域連合の事業報告、資料としてお配りいただきましたけれども、後でまた説明いたしますが、その資料によれば、これらの中で、長寿・健康増進事業での人間ドック助成、肺炎球菌ワクチン接種助成、そして健康増進のために必要と認められる事業でのはり・きゅう・マッサージ助成事業、そして医療費適正化等推進事業の実績において、当町の記載がないという報告になっております。

ここに記載されていない理由はなぜか。まず教えていただきたいと思います。

また、後ほど申し上げますけれども、事業としては、市町村で例えば今申し上げた事業、当町でもたしか実施しているはずなのですけれども、県の事業実績にはないという、そういう状況について、どうしてそうなっているのかについて教えていただきたいと思います。それをお聞きした上で、改めて幾つかの質問をさせていただきたいというふうに思います。これが第1の課題であります。

次に、2つ目の課題は、国民健康保険税の均等割課税にかかわってであります。

国保税については、その負担が重いこと、中でも均等割課税は、他の健康保険制度にはない特異な負担を強いていること、さらに、その課税対象の中に扶養される子どもが含まれていることの不合理性については、これまでも指摘し、減免を求めてきたところであります。そして、ようやくでありますけれども、昨年、厚生労働省は、未就学児の均等割の5割を公費で減免するというのを2022年度から導入するという方針を固めたと聞くところあります。

少子高齢化対策、子育て支援を目指す町として、こういった国の方針にこの際、積極的に対応していくと。そして、独自に国の政策に上乘せを行い、積極的な取組を行う好機と考えるわけであります。こういう考え方についてお答えをお聞きして、さらに具体的な質問をさせていただきたいと思います。

第3は、空き家対策、特に積雪期の課題についてであります。

少子高齢化、人口減少などに伴い、空き家が増加傾向であると受け止めております。そして、空き家の存在は生活環境への影響、景観に関わる問題、さらには防災・防犯に関わるなど、様々な問題があるということは、これまでも指摘をしてきたわけでありますけれども、そして、それに関わって提案も行ってまいりました。今回はその中で積雪に関わっての危険性等について、問題提起しながら対策を求めたいというふうに考えております。

最近の特に気候変動等の状況の中で、これまでにない風水害、あるいは雪害の状況が出てきております。今日の朝のニュースでも、北海道で局地的な豪雪の状況があったというふう

に報道されていまして。酸ヶ湯では今、4 mを超えているという、そういう状況、極地的にこういう状況が非常に大きな問題になっている。

当町では地形的な関係があつて、白神山地の影響で積雪は少ないというふうにいわれておりますけれども、こういった状況、風向きの変更等があれば、一気に極地的な豪雪に襲われるということも当然想定される状況になっているわけでありまして。そして、そういう中で、この積雪による空き家倒壊、こういう危険性が現実のものになっているというふうには考えております。

こういった対応について、具体的な施策が必要と考えますけれども、どういうふうを考えているかについてお伺いをした上で、先ほど申しましたように、改めて質問をさせていただきたいというふうに思います。これが第3の課題であります。

そして、第4の課題であります。

この課題は、男女共同参画社会の実現に関わつての質問であります。

12月議会でたしか質問をされております。3番議員がこの課題について質問をされておりました。ということではありますが、今回私はそれに関係して、さらに具体的な施策についての質問をさせていただきたいというふうに思っているわけでありまして。

まず1つ、男女雇用機会均等法が制定されたのが1984年でありますから、それから今34年を経過いたしました。さらに、その後、この機会均等法の改定が何回も行われた後に、男女共同参画社会基本法が制定されて20年が経過している状況になっております。そしてその理念達成には距離がまだまだあるというのが現実であろうと思います。官民を問わず、意識改革をはじめとした具体的な取組がますます求められている。昨今の政治状況、特にオリンピック関係で考えれば、このことがやはり課題、大きな課題としてあるということがあるわけでありまして。

そして、こういう状況の中で、町全体で取り組む課題等については、先ほど申し上げましたように3番議員が12月議会で取り上げて、町から町行政として全般にわたる取組の方向については一定の回答がありました。それを踏まえて、今回改めて、庁内における具体的な取組についての提案をさせていただきたいということでありまして。

その前段で、男女共同参画社会基本法の前文には、日本国憲法に個人の尊厳と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたいろいろな取組が、国際社会における取組と連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要であるというふうに言っております。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等が、我が国の社会経済情勢の急速な変

化に対応していく上で、男女がお互いにその人格を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、緊急な課題となっているというふうに、基本法で言っているわけではありますが、先ほども言いましたように、我が国全体の状況はまさにここにあるというふうに受け止めております。そして、この基本法が制定されて20年が経過しております中で、今なおその理念達成に距離があると。官民間問わず意識改革をはじめとした具体的な取組が求められているということ、改めて強く実感せざるを得ない状況だと思っているわけであります。

以上申し上げた観点に立って、具体的に取り組むべき課題の一つとして、役場内の男女共同参画の状況と課題について質問し、提案を行いたいと思います。

まず第1点目は、役場職員の男女の割合はどうなっているのか。2点目は、役職での割合はどうなっているのか。そして3点目、先ほど菅原議員の冒頭申しましたように、今回、管理職の中で3名の方が定年退職されるということをお聞きしているわけではありますが、この際、女性の管理職等への登用への改善が、ある意味では好機ではないかというふうに思っているわけであります。

以上、各質問について答弁をいただいた上に、改めて質問をさせていただきたいと思えます。以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、8番、鹿兒島巖君の一般質問に対し、町長からの答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 8番、鹿兒島巖議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、後期高齢者医療制度にかかわって、主に補助事業に関する各種事業のお尋ねであります。

長寿・健康増進事業での肺炎球菌ワクチン接種助成につきましては、県広域連合からの令和元年度の助成実績はありませんが、平成30年度は助成実績がありました。毎年、国から広域連合への特別調整交付金のメニューの中で、この助成事業の対象地域が決められており、令和元年度は小坂町が対象地域にならなかったため、広域連合の助成実績に入っていないものです。

なお、肺炎球菌ワクチン接種事業は、平成26年10月より予防接種法に基づく定期接種が開始され、平成26年度から65歳・70歳・75歳と5歳刻みで対象者を指定して実施してきて

おりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

人間ドック助成、はり・きゅう・マッサージ助成についてですが、当町では助成を行っておりませんでした。これは、健診、がん検診、歯科健診は実施しており、後期高齢者医療の被保険者のほとんどの方は何かしらの医療機関を受診していることから、ふだんから体調が思わしくない場合は、その状況を先生に相談し、治療や指導を受けるなど、早期に何かしらの対応がされてきていると考えてきたこと及びはり・きゅう・マッサージ助成の対象事業者が町内にないことから、特に助成事業として行ってこなかったものです。

なお、広域連合の人間ドック助成については、令和2年度をもって終了し、令和3年度から廃止になると伺っております。

医療費適正化等推進事業についてですが、対象となる事業は、高齢者の低栄養防止・重症化予防等の取組として、低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防生活習慣病等の重症化予防等を行うため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医等と連携しながら、医療専門職による立ち寄り型の相談や訪問指導・保健指導等を実施する事業などで、高齢者の心身の特性を踏まえたフレイル予防及び介護予防を一体的に推進する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務を広域連合から受託している場合は、この事業の交付対象とならないものとなっております。

当町では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務を広域連合と業務委託契約を締結していることから、本事業補助金の交付対象とならないものです。

なお、高齢者の保健指導等、関連する健康教育・健康相談等同様の事業内容については、介護保険など各種事業で同様の事業内容をこれまでも取り組んできていることは、議員もご理解いただいていることと思います。

次に、国保税の均等割課税における子どもの均等割の減免についてのお尋ねであります。

これまで、全国知事会、市長会、町村会など地方団体から子育て支援の観点から、子どもに係る均等割の軽減措置の導入が要望されてきましたが、このたび、令和2年12月23日の厚労省社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度分から未就学児を対象に均等割を公費で最大5割軽減する仕組みを提案し了承されました。

軽減対象は、全国国保世帯に属する未就学児で、低所得者の7割・5割・2割軽減に該当している世帯の場合、残る均等割の5割を軽減対象とするため、7割軽減は8.5割軽減、5割軽減は7.5割軽減、2割軽減は6割軽減まで深掘りする形となります。

厚労省は、免除としない理由について、低所得者であっても一定額の応益分を負担する相

互扶助の理念に基づくものと、また、18歳までを対象とする要望に対して未就学児までとした理由について、医療費の一部負担割合が2割になっていることや、地方単独事業による医療費助成で国保の国庫負担減額措置の対象外としていることを挙げています。また、この軽減措置については、法律改正を伴うことから、今国会に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案が提出されると聞いております。

これについて、全国知事会と全国市長会は、子どもの均等割軽減を歓迎した上で、対象が未就学児にとどまることについて、対象拡大を引き続き検討するよう求めています。

議員から、国の方針に独自上乗せを行う取組についてのご要望がありますが、今回、地方の要望により、子育て家庭への支援としての国保制度の見直しが始まったことから、今後の法案の審議状況を注視し、県内の市町村とも連携しながら対応を考えていきたいと思っております。

次に、空き家対策、特に積雪期の課題についてのお尋ねでございます。

現在、町内において、老朽化が著しく、倒壊の危険性がある空き家は、以前よりは少なくなっているものと認識しております。

また、鹿兒島議員が心配しておられる積雪による空き家倒壊についても、今すぐ発生する家屋等はないものと思われませんが、将来的には発生する可能性がないわけではないと思っております。

町では、小坂町空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者等は、所有等に係る空き家等が危険な状態とならないように、自らの責任において空き家等を管理することを規定しているほか、何人も、空き家等が危険な状態であると認めるときは、町長に対し、危険な状態に関する情報を提供できるとも定めております。この情報提供があった場合は、実態調査や立入調査を行い、必要に応じて助言または指導を行うことになっており、過去にも数件このような措置をとってきております。

基本的には、空き家とはいえ、建物は個人の財産であることから、町が補修などの対応策を直接行うことができませんので、引き続き自己管理に努めていただきますよう、所有者等に周知を図るほか、自治会の皆様には、危険な状態にある空き家等が存在する場合は、情報提供していただきますようお願いいたします。

また、空き家等の解体につきましては、経費の一部を補助する制度も設けておりますので、気軽にお問合せしていただきたいと思います。

次に、男女共同参画社会の実現に関わって、役場で具体的に取り組める課題についてのお



尋ねであります。

町では、小坂町男女共同参画推進計画を策定し、「ともに生き ともに支える 明日のこさか」をテーマとして掲げ、4つの基本目標を達成するための基本方向及び施策の方向を定め、それに向けて推進活動を展開しております。

この計画の中で、役場内での施策といたしましては、女性職員の職域拡大と管理職への登用拡大に努めるとし、具体的には、各種研修機会による人材育成、人事評価制度における男女の平等な評価、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を掲げております。

現在、役場職員の男女の割合は、正職員数78名のうち女性28人で、35.9%となっております。平成28年4月1日現在は37.0%でありましたので、ほぼ横ばいで推移しております。

また、役職での割合につきましては、女性管理職員は一人もおりませんが、課長補佐には19人中5人が配置され、26.3%となっております。

女性の管理職員への登用は必要と考えておりますが、現在は、職務経験及び年齢などを勘案して該当する職員がいないことから、登用に至っていない状況であります。町の政策や方針決定過程の重要な場面には、女性の視点を反映させることが必要であると思っておりますので、引き続き人材育成等に力を入れてまいります。

以上、8番、鹿兒島巖議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ありがとうございます。

改めて、それでは質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1の後期高齢者医療制度にかかわってであります。関連する資料配付をいただいておりますので、改めてこの資料をご覧いただきながら、お聞きいただきたいと思えます。

この資料は、後期高齢者医療広域連合の令和元年度事業状況から、保健事業に関わる部分を抜粋して掲載したものであります。

お聞きいただきまして、保健事業には5つの事業があるというふうに申しました。この資料では、（1）の健康診査事業、2つ目は歯科健康診査事業、3つ目が長寿・健康増進事業、4つ目が健康づくり訪問事業、そして5つ目が医療費適正化推進事業ということで、各事業における状況が市町村別に記載をしている。

（1）の健康診査事業については、これは全市町村が実施をしております。当町では、ちなみに14番目に書いてありますけれども、実施率がこういう状況で令和元年度は23.28%の

受診率で実施をされているという状況になっているわけでありませう。

(2) が歯科健康診査事業、ここでは小坂町が実施されていないということになっていますが、もう、これはいわゆる令和元年度の状況であります、その後たしかこれは実施しているわけですね、小坂町もね。ここはクリアできたというふうに思っております。

次のページの長寿・健康増進事業については中身が5つあって、その中で、先ほどの答弁にあったように、人間ドック事業はこういうふうに行っている中で、小坂町の掲載がなかったのどのようなわけかというふうに聞いたわけでありませう。それは答弁の中で、その理由がある程度分かりました。

それから、この中でははり・きゅう等々の問題については、特にはり・きゅう・マッサージについては、そのいわゆる診療所といいますか、それが町内にないというのがこれまでの理由だったというふうに思いますが、果たしてこれは町内にないからということで補助しなくていいのかなのか。実際には、例えば鹿角とか大館のはり・きゅう診療所に行っている方もいらっしゃるということを踏まえれば、やはりこれはひとつ検討していただく必要あるのではないかとこのように思います。

それから、肺炎球菌ワクチンについては、これは国のいわゆる指定区域外だという話を聞きました。小坂町がなぜその指定区域に入っていなかったのかということもよく分からないので、できればもう一度これ、少し中身を教えていただければというふうに思います。

それから、人間ドックがこれまでやっていたけれども、今度、後期高齢者はなくするというふうに答弁ありましたよね。なぜそういうふうになくすることになったのか、理由について、お聞きしていれば、お聞きしたい。

といいますのは、確かに75歳過ぎてくるといわゆる健康診断、定期的にするのはいいのかなのかといういろいろなご意見があります。私個人のことを考えれば、もう75過ぎちゃったので、今さらその、人間ドック行って毎年検査するということはどうなんだと。必ずどこか悪いところ見つかります。それはもう年齢的にはやむを得ないことなので、今まで毎年人間ドック行って、改めて、あんたここが悪いよと言われるのはいいのかなのかという、その対処の仕方についても、言ってみれば年齢相応でもうしようがないよという答えを、お医者さんから聞くことはあります。そういう状況の健康診断を繰り返すのはいいのかなのかというのはいろいろあると思いますが、しかし、健康診断をしたいという方がいることは事実なのです。だから、そういうやりたい方もやれなくなってしまうという制度にしてしまうのはいいのかなのか。この辺についての考え方をまずお聞きをしておき

たいというふうに思います。

その点、今、3つぐらい申しましたけれども、まず、ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 1点目が指定地域のことだったですね。これにつきましては、広域連合からもお聞きしましたけれども、国のほうで、高齢者の医療の確保に関する法律の中で、厚生労働大臣が地域を定めるというふうになっているということでした。それで、毎年それによって全国の中で地域が指定されるので、広域連合としましては、毎年その対象地域となった市町村に対して、その助成事業という形でやっているということでした。

2つ目が、はり・きゅう・マッサージのことにつきましては、町長答弁にもありましたように、実際にはそういう事業所というものがやはり町内になかったということと、それで確かに議員おっしゃるとおりに、需要ということにつきましては、全くないですということは確かにないかと思えますけれども、多分これまでそういうようなお話で相談に直接来られた方がなかったのではないのかなど。

ちなみに、鹿角市さんのほうに実はちょっとお聞きしました。鹿角市さんのほうでも、全事業所というわけではないと、実は、事業所の中でもそういうのをやりたいという形でお話があったときに、市のほうでは、これは後期高齢に限らず、一定年齢のところの人を対象として、そのチケット制みたいな形で実施していると。ただし、やはり鹿角市さんのほうでも、あくまで事業者は市内という限定でやっているというようなお話はお聞きすることができました。

今後そういう住民の方の需要に応じて、実際にそれに取り組まれる方も出てくるかもしれませんが、そういう方、実際にお話もあってそういう取り組まれる方が出てきたときに、いろいろ考えていければなというふうに思っているところでございます。

あと、人間ドックにつきましては、やはり議員おっしゃるとおりに、実際問題、そういう対象となる方々がどれぐらいいらっしゃるのかということがですね。要するに、町長答弁にもありましたように、やはりふだんから自分の健康をかなり気を使っていらっしゃる方が、何かしらの、それで治療を受けていらっしゃるの、改めてという形での多分、全体のそういう需要というのですか、そういうことを考えて、広域連合のほうでも、保健事業に関しては、今のこの時代に合ったいろんなその事業の見直しがかかっていることだろうというふうに推測しているところでございます。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） はり・きゅうのことについてですけれども、むしろ後期高齢者といえますと、年寄りになりますと、いわゆる薬剤等々よりもはり・きゅうのほうが効くという、そういう症状のことが多いのですよね。実際に。なかなか健康上の関係というのはなかなかこれ、その年になってみないと分からないというところがありますから、一概には言えないのですけれども、ぜひ、はり・きゅうを利用する方というのは高齢者が多いという実態があるということは、これを踏まえた上での、これからの一定の調査も必要かもしれませんけれども、取り組めるような検討をお願いをしたいというのが1点目です。

それから、2点目の健康診査についてでありますけれども、特に保健事業関係については、例えば高齢者連合の中で、これは町で毎年保健事業については一定の金額を予算化してきました。2億円から3億円。ところが毎年不用額が非常に多いのですよね、この事業はね。実際に。これは私が高齢者医療連合の議員のときに、これは毎年決算で申し上げてきました。毎年毎年、事業費は増やしていくけれども、不用額も多くなっているのですよね。そういう決算状況の中で、やはりこれ全体の仕組みがちょっとおかしいのではないかとすることは提起をしてきた経過があります。

そういう中で、最終的に今後は健康診査事業をなくするという、その結論の出し方について非常に私は疑問を持っておりました。しかし、既にもう広域の議員ではありませんので、その場所では言えませんが、しかし、町として考えた場合は、先ほど言った県の方針でいいのかという疑問を持たざるを得ない。町の中で、先ほど言ったように、個人の差はあるけれども、やはり健康診査をしたいという人がいないわけではないわけだから、そう思っている方の願いも断ち切るような施策のやり方というのはどうなのかということで、問題提起をしたいわけであります。

ぜひこの辺については、特にそういった健康管理部門の中で、一層論議をしていただいて、必要があればそういった論議の中で、県なり広域連合なりに、町として意見を上げる必要があるのではないかとこの問題提起をしておきたいというふうに思います。

あと、先ほどの答弁との関係で申し上げれば、いわゆる医療費適正化推進事業、これは実際にはやっているのですよね。答弁の中であるように。介護予防と併せて一体化事業として、いわゆるこのやっているけれども、広域連合の事業補助対象として申請していないということなのだろうと思います。

これは町の考え方でしょうけれども、せつかくある県の事業で補助金がもらえるとすれば、

県から補助金がもらえる事業としての対応をですね、これだけに限らず、先ほど言った全体の中で、やはり申請するというのも必要なのではないかというふうに思いますが、ただ、いろいろ実態を聞いてみると、逆に申請することでいろんな制限が来るというような事業もあるようでありますので、その辺はちょっと専門家的な検討が必要だと思いますが、そのことを踏まえた上で、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。

以上、後期高齢者医療連合にかかわっては、県の対応についての検証、それから町として、県の行う行政の状況が本当に町民のために合致しているかどうかの検証を含めた、内部検討をぜひお願いをしたいということをお願いして、この問題については終わっておきたいというふうに思います。

それでは次に、国民健康保険税の均等割減免にかかわって、改めて質問をさせていただきたいと思えます。

答弁にもありましたように、今回の厚労省の方針は、国保税の負担が重いとの多くの国民の声と運動の反映での一歩改革であろうというふうに受け止めておりますけれども、しかし、この方針による減税の対象は未就学児ということですよ。全国で約70万人が対象だそうです。これに限定をしていることと、均等割額の5割という限定がついているという、この2つがやっぱり問題だろうと思えます。

なぜ未就学児だけなのか。扶養されている子どもは18歳以下、一般的に考えてそうですね。その就学している子どもをなぜはじくのかという、それがやっぱり一つの問題点と、減免する割合を5割にするという、なぜ5割にするのか。これはやはり大きな問題であると思えます。

現行制度では、低所得者世帯に対して、応益部分の保険税の軽減措置として、先ほど答弁の中にありましたように、7割、5割、2割の段階に分けて行っております。今回の均等割の減税で、答弁にありましたように、7割該当の児童は8.5割、それから5割該当の方は7.5割、そして2割該当の方は5割という軽減になるわけですよ。こういう形で、対象均等割の5割課税という形で減税はするけれども、全くゼロになる対象は誰もいないという形の減税であります。先ほども言いましたように、就学児童は外されている。こういう中身を見ますと、現状では子どもが多いほど負担が増す仕組みは残っているということは言わざるを得ない。これは、根本的な国民の願いを実現する解決策とは程遠いというふうに言わざるを得ないというふうに思えます。

そこで伺いますけれども、この国が今やろうとしている具体的な対象未就学児の人数を考

えた場合に、当町ではどのぐらいの人数が対象になりますか。ある程度、非常につかみにくいかもしれない、たしか30名もいないのではないかと思うのですがどうですか。

先ほどの菅原議員の資料の中でも、人数を見れば分かるのですが、そのうちに、国保対象ですからもっと少なくなる。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） これはちょっと直近の状態ではないのですが、今年度の途中の段階の数字ではありますが、小坂町の国保に加入している方の中で、まず今回の未就学児ということになりますと、10人。なお、お話ありますように、18歳以下ということになりますと、41人という数字でございます。

○8番（鹿兒島 巖君） そういう人数にしか該当しない改革案ということ、それも、先ほど言ったように、削減というか軽減割合が非常に少ないということですから、これはこれだけで済ませるといことはどうなのだとということが一つある。

そこで具体的に提案としましては、国に対して、まず、未就学児にとどまらない、扶養対象となる児童生徒までの拡大を、まず一つ、しっかりと踏まえて国に対して要望していただきたい。

それから、地方側に求められる2分の1の軽減負担、今の制度の中では、先ほど言った軽減する部分の2分の1を国が負担して、あとの2分の1を市町村でということになるわけにありますので、この2分の1軽減財源を国が十分に確保して対応してもらおうということ、この2つをまず国にしっかり要望していただきたい。こういう立場で、町村長会、あるいははしかるべきところで国に対しての要望をしていただきたいというふうに思いますが、この点いかがでしょうか、まず。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 先ほどのまず一つだけ、議員お話あった2割軽減のところは6割までになりますので、先ほど5割とお話しされたと思うのですが、6割です。

それから、今のお話になります。この軽減に対するその財政措置といいますか、これにつきましては、答弁にありましたとおり、全国知事会とか全国市長会、こちらのほうで、同様にその財源についてもきちんと面倒見るようにという形で、追加の要望はしております。一応それは報告させていただきます。

○議長（目時重雄君） 8番議員、これから昼食休憩に入らせていただきます。

再開は1時から始めまして、再質問をお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を開きます。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） それでは、改めて質問を継続させていただきたいと思いますが、国民健康保険税の均等割の減免にかかわっての提案でございますけれども、これまで申しましたように、国の施策はほんの、確かに一歩前進ではあるけれども、実態を、中身を見る限り、非常にその効果は少ない。そういう意味で、これまで指摘をしてきた基本的な税制における不平等、不合理性が解消するわけではないというふうに考えるわけであります。

そのことを踏まえて、少なくとも、当町における施策の柱である少子化対策、子育て支援、これを実現する具体的な施策の一つとして、この国民健康保険税、他の税制にはない不均衡を是正をすることを前提とした支援策、就学児童以下の、具体的には18歳以下ということになるかと思っておりますけれども、以下の被扶養者、扶養家族の均等割については、当町における独自施策として実施をすべきだというふうに考えるわけであります。

この点について、この不合理を是正する施策としては、そういう施策が必要だということについてはどのようにお考えになるか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 国民健康保険制度につきましては、他の社会保険等と比べて、確かに制度的な、そもそもの制度が違うというところはあると思っております。したがって、こういう地方からの声が、今やっと動き始めたという段階にあると思っておりますので、答弁では、今回の関連する一連の法律案が、ただいま衆議院のほうで審議中でございますので、そのやはり審議内容を見て、当然先ほど申しましたように、全国知事会及び全国市長会、こちらのほうは先ほど町長答弁にありました、厚労省の保険部会への際に、一歩前進だということで、ただし、これはあくまで途中であって、今後も引き続き財政的な面と、その18歳までの分というもとの要望に対してということで、改めて検討させていただきたいというふうにはっきり記録として残っておりますので、あるいはこれはその状況を今は注視していくべきだというふうに感じております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 基本的にこの国保税における均等割の課税の仕方については不合理だということについて、国が一定程度理解をしてきたということを受け止めたいということですか。そういう見解であるならば、その見解に立った具体的な施策として、町の、先ほど言った施策の少子化対策、子育て支援策のことを踏まえた上での合理的な、そしてまた、実益のある改革をお願いをしたいということをつけ加えて、この問題については、発言を終わっておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、積雪期の空き家対策についてであります。

前段申しましたように、近年の自然環境の変動や気候状況には非常に異常なものがある。しかし、逆にこの異常さが常態化をしているという実態を踏まえて、これまでの対策ではない新たな対策が必要であろうというふうに思うわけであります。

この点について、具体的に今回は、降雪量や積雪量の増大、そしてまた、冬での台風並みの気象状況、こういう異常さに対応した具体策が必要になってくるのではないかという提起をしたわけであります。

先ほどの答弁では、具体的にその実害が今出ているわけではないけれども、今後そういうことはあり得るだろうという、その見解については大体一致してきていると思います。

こういった生活環境の中で、この空き家の問題が、私はやっぱり冬期の対策として、もう少し具体的な突っ込んだ対策が必要ではないかというふうに思うわけであります。

これまでの空き家の対策については、ちょっと先ほどお話ありましたけれども、施策には大別して2つがあります。1つは、空き家の利活用の施策に対する、例えばリフォームとか、そういうことに対する町の助成の施策がありますが、もう一つは解体整理への施策ということですが、こういった2つの施策に対して、それぞれ助成策を設けているわけであります。

解体整理への施策でいえば、一般解体については10万円を限度に、解体費用の2分の1の助成という制度がございます。それと、もう一つは、特に危険性が認められた空き家については、50万円を限度に解体費用の2分の1を助成すると。この2つの制度があると受け止めているわけですが、こういった具体的な解体への助成の引上げを行うことで、空き家そのものの整理といいますか、を促進するという政策が一つ、やっぱり考えられないのだろうかということでもあります。

やはり空き家の存在そのものが、様々な危険の要因の基になるわけですので、私は



先ほど冬期間と言いましたけれども、冬期間にかかわらず、空き家に対する対策をまず一つ強化をしていくということが、一つ施策として必要ではないかというふうに思いますが、この点について、現在の施策で十分なのかどうか、それともやはり一定程度補強が必要だというふうに考えられるのかどうなのか。これについての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 今の議員おっしゃられるとおり、いずれ、解体助成の引上げ等々の考え方はご理解できますので、いずれ検討しなければいけないと思っておりますが、現時点ではちょっとそこまでは踏み込むということでは考えておりません。

ただ、実態的には今、町内の空き家の状況につきましては、5年ほど前に実施したものしか現状ございません。なので、来年度、改めて全町の空き家の調査をしたいというふうにちょっと考えております。まだ予算措置もしておりませんので、今後のことと思っておりますけれども、いずれそれを調査した上で、実態的にどのような状態にあるのかというのを把握した段階で、どういう施策がいいのか、例えば先ほどおっしゃったように、解体助成の引上げとか、別な方策とか、いろいろその辺も検討してみたいというふうに考えております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひそれはまずやっていただきたいということは申し上げておきたいと思っております。

そういう中で、もう1点は、積雪期前の、あるいは融雪後の対策を、やはり今、先ほど来年度は全町的に調査をすると言いましたけれども、こういったやっぱり時期的な調査を、いわゆる毎年行うという、積雪前、あるいは積雪後の全町的な空き家の状況についての調査を行う。あるいは、一遍調査をしたもののその後の追跡調査、空き家として分かっていたものについての調査、雪が降る前と後に定期的に調査を行うというような対策も必要ではないか。そういう中で毎年、状況について把握をするという行政の対応が必要ではないかと思っておりますが、この点はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） おっしゃるとおり、必要かと思っております。ただ、実際的に職員が全部回るということは不可能でございますので、その辺どういう形がいいのか、検討してみたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） ぜひ、できるだけ可能な、定期的な調査ということが出来る体制を

取っていただきたいというふうに思うわけではありますが、そういう調査を前提に、いわゆる空き家の処理、安全対策あるいは解体等についての注意喚起、これは今でもやっているとは思いますが、さらに例えば定期的に、具体的に行うということが必要だと思います。ぜひ、この点について、調査を含めた上での具体的な事後処理への対策が必要だというふうに思いますが、この考え方はいかがですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） いずれその情報等については、町民からお知らせ願えれば、即座に町で対応して、調査をしてその所有者等に対して注意喚起をするということで、現在も行っておりますので、できれば町民の皆さん、あと自治会の方から、そういう事案がありましたら早急に連絡していただければ、対応していきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 空き家といえども所有者がいるということの中で、なかなか法的には難しいということでこれまでできましたけれども、国全体でもこの空き家に対する処理に対する法的な整備が進められてきているというふうに理解をしております。場合によっては、強制執行まで含めてやれるのかどうなのかということ。あるいは代執行を行っての費用の負担を求めるとか、そういうことが今検討されてつつありますけれども、私権の制約という難しい問題にはなりますけれども、ぜひそういう点についても、できる法整備については町として対応しながら、この空き家の問題についての対応を一層強化をお願いをしたいということをお願いして、この点について終わりたいと思います。

最後に、男女共同参画社会の実現に関わってであります。

まず、先ほど正職員数の内容、全体で78名、男性が50名、女性が28名、女性の割合が35.9%というお話を伺いました。

私は、ここで男女比がこうだからその比率に合ったその役職をつけろという、そういう単純なことを言っているわけではありません。ご存じのように、この男女共同参画社会の基本的な前文にはそういうことは言っていないわけで、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできるというふうに言っております。だから、男女比がこうだからその割合に沿ったその男女の役職をつけろということではないわけでありまして。性別に関わりなくその人の能力、個性に合った対応をすべきだと。ここを、やはり強調したいわけでありまして。

したがって、私は先ほど言ったような男女比によって、各職場の職員数を、昇任昇格を行

えということを行っているわけではありません。この点はお間違えないようにしていただきたいと思いますが、男女比がどうであろうが、男女の性別に関わりなく、個々の個性と能力、これが発揮できる役職、職員の配置、これをぜひ、この際進めていただきたい。

そのチャンスとして、一つの具体的な例として、先ほど言ったように、今回は3名の管理職のポストが入れ替わるという状況でありますので、そのことを踏まえた、その管理職を含めた職場全体の配置、昇任昇格、この取組をぜひやっていただきたいというふうに考えているわけではありますが、この考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今、8番議員から提言みたいな感じでお話しさせていただきました。

自分といたしましては、そういう点は十分に配慮しながら、各職員の能力が一番発揮できる状況に持っていききたいなという思いで、人事異動等にも取り組んでまいりたいと思っております。

○8番（鹿兒島 巖君） 以上で終わります。

○議長（目時重雄君） これをもって、8番、鹿兒島巖君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 秋 元 英 俊 君

○議長（目時重雄君） 次に、6番、秋元英俊君の登壇を求めます。

〔6番 秋元英俊君登壇〕

○6番（秋元英俊君） 6番、秋元英俊、議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私の質問は、新型コロナウイルスワクチン接種関連5件、小坂町地域防災計画関連1件、融雪歩道について1件、計7件ですので、よろしく願いいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関連ですが、昨年は新型コロナウイルス感染症で始まり、1年を通して、日本に限らず世界中で猛威を振るい、気を緩められない状況でありました。

年が明け、東京では連日1,000人を超える感染者数が発表され、早々と主立った都市に対して緊急事態宣言が再度発表される事態となっています。現状では感染者数も落ち着いてきていますが、油断はできない状況ではないかと思っております。

こうした中、明るい兆しとして、アメリカやヨーロッパなどでは新型コロナウイルスワクチンの接種が始まりました。日本においても、12月に、自治体向けのワクチン接種の体制整備の説明があったと聞いております。そして今月の14日には、厚労省から、安全性や有効性が確認されたとして正式に承認されました、この新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。その目的は、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るとしてしております。

ワクチンは、新型コロナウイルスの感染症対策の決め手となるもので、国では、ワクチンの安全性や有効性の審査を行った上で、万全な接種体制を確保し、できる限り2月下旬までに医療従事者から接種を開始できるように準備するとしています。

先週17日から先行接種、4万人、100の病院の医師らに行っています。秋田県での医療従事者は県が主体となり、接種を優先的に行うこととしています。一般の接種については市町村において実施するとしていることから、医療機関か市町村が設置する会場のいずれかで実施可能としています。

小坂町でも、国や県の方針に従い、1月22日に開かれた議会運営委員会時に提出されたスケジュールのイメージを見ますと、接種順位を医療従事者からの接種として、令和2年度中に2回接種する予定にしているところでもあります。次の順位として、高齢者の方々を対象としておりますが、2月2日の菅首相の緊急会見では、医療従事者の先行接種を2月中旬に行いたい旨の発言があり、65歳以上の高齢者に関しては4月以降に接種する予定としていました。国に沿った町の接種体制のスケジュールでも、それに従い、65歳以上の高齢者及びその他の方々の接種は4月以降になる予定と思いますが、早期に接種できる体制を構築していただきたいと思うところでもあります。

それでは、コロナウイルス感染症防止対策や接種体制の構築について、町長はじめ職員の皆様の創意工夫に敬意を表しつつ、質問させていただきます。

まず初めに、発言通告書の発言の要旨1、内容の1から質問させていただきます。

ワクチン接種時には、接種の申込みは予約制の個別接種になると思います。この接種を行うときには、時間差を設けて行き、密にはならないような対策を講じていると思いますが、接種後、アレルギーの症状など副反応の経過観察で、過去に強いアレルギー反応を起こしたことのある人は30分待ってもらい、それ以外の方は15分以上を目安にその場に待機しなければならないとしていることから、この時点で、接種予定箇所である小坂町診療所での、密

にならないような対応はどのようにするのか、伺います。

次に、2として、小坂町でもアメリカのファイザー社製のワクチンを使用する予定としていますが、ファイザー社のワクチンの保管にはマイナス75度対応のディープフリーザー及びドライアイスが必要とされていることから、小坂町としては、1月に国に配置先を報告していると思いますが、国では、3月までに全国に2,370台、6月までには1万台の設置を予定していることから、小坂町として、接種時期に確実に配備され、接種が計画どおり、スケジュールどおりに行うことができるのかを伺います。

3として、小坂町のスケジュールでいえば、高齢者やその他の方々の接種について、スケジュール的に計画している状況について、国の方針の情報が少ない状況ではあると思いますが、現時点での日時的な計画が分かるのであれば伺いたいと思います。

また、4として、正当な理由があれば、住民票のない市町村でも接種が受けられることになっていますが、その中で、長期単身赴任など町外に出ている方々についての対応はどのように考えているのかを伺います。

また、5として、老人ホームなどの施設に入所しているなど、いわゆる診療所に来場できないであろう人に対して、巡回などの方法があると思いますが、小坂町では常駐する医師が1人しかいない中で、どのように対処していくのかを伺います。

以上、新型コロナウイルスワクチン接種関連の質問でありました。

次に、発言の要旨2として、小坂町地域防災計画関連1件の質問ですが、私が立候補するに当たってのスローガンの一つに、安心・安全なまちづくりを掲げています。細目として、防災・減災の基礎準備としているところからの発信でありますので、よろしく願いいたします。

12月議会でも取り上げましたが、町では、国の災害対策基本法第42条の規定に基づいた第11次小坂町地域防災計画が製作されました。多様な内容が繰り込まれていますが、何点か気になるところでありますので、今回、1点だけ質問させていただきたいと思います。

それは、本計画の第1編総則第8節、活動体制計画についてであります。

その中で、計画の方針として、「町の地域に台風や豪雨などによる気象災害が発生した時、又は発生のおそれがある場合、さらに航空機などの事故災害が発生した場合、町長は、法令及び本計画で定める県の機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災関係機関と協力し、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動、並びに災害応急対策を実施する。町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害

対策本部の機能の充実・強化に努める。」としております。

そしてこの災害対策本部を、本計画では、小坂町役場本庁舎2階201会議室に指定しているところです。今まさにこのところだと思っております。

本庁舎は、耐震補強した建物に改修されたことや、太陽光パネルにより、停電時に対応するものと思いますが、裏山の崩落など万が一のことを想定し、代替機能の確保を1か所でも指定すべきと考えますが、いかがか伺います。

お隣の鹿角市を例に取れば、鹿角市庁舎で十分対応できるものでも、代替場所を、第1順位に鹿角広域行政組合消防本部2階災害対策室に、第2順位として鹿角市福祉センター2階大会議室として確保していることを文章化しております。

実は、このことは、以前担当している方に提案をしたのでありますが、先ほど言いましたように、耐震補強された施設なので、代替は必要ないのではないかと記載しなかったとのことでした。そのことは理解しますが、全国的に想定外の事態が発生している事例などを考えますと、計画に記載、載せることは必要ではないかと思い、発信させていただきましたので、答弁のほどよろしく願いいたします。

最後に、発信の要旨の3、融雪歩道についての質問であります。

今冬は、国道沿いの融雪歩道に故障中及び点検中との看板が掲げられています。皆さんご存じだと思いますが、かなりの箇所で融雪されていない状況であります。子どもたちの通学路になっていることや、町民の特に高齢者の方々から、早く直してほしいとの要望が私のところにも届いているところであります。

高齢者の方は、雪道で転倒すれば骨折などのリスクを負うことが考えられますし、買物カートを引きしているのに大変苦勞している状況ですので、早期に修繕してほしいのですが、国道沿い及び樹海ライン沿いは県の領域と聞きました。したがって、町議会での一般質問にそぐわないことかもしれませんが、先ほど述べたように、町民の方々からのお願いや質問であることから、町議会議員の責務として質問することをご了承願いたいと思います。

質問は、点検中の看板の施工元は鹿角地域振興局となっております。工期を見ますと、令和3年3月24日までになっています。恐らく点検は令和2年度に行うことから、早ければ令和3年度に予算措置し、その修繕が行われるのは令和4年になるのではないかと勝手に推測しますが、小坂町として、幾度かになると思いますが、どのように県に働きかけて、そして対処していくのかを伺います。

以上、発言通告書に基づき質問させていただきました。なお、答弁の後、不明な点や必要

があれば、再質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（目時重雄君） それでは、6番、秋元英俊君の一般質問に対し、町長から答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 6番、秋元英俊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種についてのお尋ねであります。

初めに、新型コロナウイルスの感染拡大が進む中、日々医療の最前線で患者さんの治療に尽力されている医療従事者の皆様に改めて心から敬意を表するとともに、治療を受けておられる方々には一日も早い回復をお祈りいたしております。

しかし、残念ながら、いまだに感染された方、治療に当たる医療従事者などへの誹謗中傷や差別、人権侵害が散見され、許されない行為であると思います。ノー、コロナ差別！、相手を思いやる温かい心を持ち、冷静に行動していただき、このようなことがなくなるようお願い、町でも啓発に努めてまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種について、2月16日、都道府県知事及び市区町村長に対し、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施についての指示が発出され、満16歳以上を対象に、接種期間を本年2月17日から令和4年2月28日まで実施するとされました。

当町においても、万全を期して接種準備を進めるよう、改めて所掌する福祉課へ指示いたしました。

2月17日に医療従事者への先行接種が始まり、いよいよ日本でも、コロナ収束に向け、第一歩を踏み出したと考えております。日本医師会会長が、接種が始まることで新型コロナとの闘いは守りから攻めに転じると言われており、ワクチン接種が感染対策の決め手となるよう期待しているところであります。

ワクチン接種は、発症予防、重症化予防に有効であると言われておりますが、反面、まれに副反応の重篤とされるアナフィラキシー症状を発症する場合もあると言われ、妊婦などを除き、接種は努力義務で、最終的に接種するかどうかは個人の判断に委ねられております。

一人でも多くの町民が接種していただくために、国から示された情報について正確に提供し、不安を解消していただけるよう努めてまいります。

さて、お尋ねの1点目、接種後の小坂町診療所での待機場所が密にならないような対処についてであります。

当初、3月下旬とされていた高齢者の優先接種の開始が4月以降に変更されました。ワクチンが4月まで供給されることを前提として、接種率を70%と想定し、4月から開始する予定で計画して、小坂町診療所と協議を行っております。スケジュールどおりに接種できれば、9月中には一旦終了できるものと考えております。

今回のワクチン接種は、全て完全予約制で行います。福祉課まると支援班で予約を受付け、予約した日時に小坂町診療所で接種していただきます。接種は水曜日のみ午前中として、それ以外の平日は午前・午後それぞれ30人ずつ、隔週の土曜日の午後に50人ずつ、2回に分けて100人の接種を行う予定です。

平日は、通常の診察に影響がないように、比較的患者が少ない時間帯、土曜日は午前中に通常診療がございますので、休診の午後に行うことにしており、心配される過度の密状態にはならないと考えております。

2点目のワクチン保管用のディープフリーザーなどの配置についてであります。

医療従事者や優先接種となる高齢者には、アメリカ製薬ファイザー社のワクチンを使用します。このワクチンの保管温度がマイナス75度とされているため、これに対応できる超低温冷凍庫・ディープフリーザーが国から配付されます。

本町にはPHC社製のディープフリーザー1台が、3月中旬に接種会場である小坂町診療所に配置される予定で、そのための専用電源工事と、停電時の対応用として発電機を発注し、受入準備をしております。

また、ワクチン運搬専用のクーラーボックスが4台、ワクチン供給時にドライアイスなどの必要とされる物品や、時期は未定ですがアメリカ製薬モデルナ社のワクチンが提供された場合、保管温度がマイナス20度であるため、それに対応したディープフリーザー1台が国から配付になる予定となっております。

3点目の接種スケジュールですが、先ほど述べましたとおり、ワクチンの供給次第ではありますが、まず優先接種として、高齢者が4月以降に開始、その後、高齢者以外で基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者と、60歳から64歳の方、その次に、その他の16歳以上の方の順番で実施いたします。

4点目の、町外にいる長期単身赴任者などの対応についてであります。

今回のワクチン接種は、原則、住民票所在地で接種することになり、小坂町に住所登録さ



れている方は、小坂町の指定する場所である小坂診療所で接種することになります。しかし、やむを得ない事情で小坂町以外の市町村に滞在している方、例えば、単身赴任者、出産のため里帰りしている妊婦、入院や施設入所している方などは、事前に滞在先の市町村に届出を行うことで、そちらで接種することができます。

最後に、5点目の老人ホームなどの施設に入所している方の接種の対処についてであります。

特別養護老人ホームサンホーム大石平、あかしあの郷には、国が定める設備及び運営に関する基準で、医務室が医療法に規定する診療所であることが定められていることから、施設内診療所で医療行為を行うことができ、職員配置基準で医師の配置が規定され、各施設では、小坂町診療所長を嘱託医としてお願いしております。このため、毎週の定期回診時に入居者へ接種する予定としております。

また、それ以外の入居型の老人福祉施設や、障害者支援施設の入居者については、3月上旬に施設と協議を行い、接種方法などについて決定する予定としております。

次に、第11次小坂町地域防災計画についてのお尋ねであります。

町内において、台風や豪雨などによる気象災害が発生した時、又は発生のおそれがある場合、さらに震度3以上の地震が発生した場合などは、被害の拡大防止と被災者の救助・救急活動及び災害応急対策を実施するために、災害対策本部等を小坂町役場本庁舎内に設置することとしております。

小坂町役場本庁舎は耐震改修が終了していて、非常用発電機等の非常用電源も設置しているほか、浸水想定区域や土砂災害危険区域にも含まれておらず、災害対策本部等の設置施設としては最適であると思っております。

しかし、感染症の拡大等により、小坂町役場本庁舎を閉鎖しなければならない事態となった場合は、一時的に、小坂町交流センター・セパームを災害対策本部等の代替施設として考えなければならないものと思っております。今後は、このような事態に備えて、設備等の充実を図ってまいります。

次に、融雪歩道についてのお尋ねであります。

無散水融雪歩道は、地中に埋設したパイプに地下水を循環させ、地下水の熱を利用して融雪するシステムです。経年とともにパイプ内部が目詰まりしてきたり、井戸の揚水量が減ってきたりして流れが悪くなり、次第に機能が低下してまいります。

秋田県が管理する国道282号と樹海ラインの融雪歩道は、整備完了から15年以上が経過し

ており、これまで部分的な補修により機能回復を実施してきておりますが、年々、融けない箇所が増えてきており、ほとんどが融けなくなっている路線では、歩道用除雪車による除雪を行い対処しているところです。

鹿角地域振興局では、不具合の原因調査などを続けておりましたが、施設の老朽化から全面改修が必要であると判断し、来年度から補修設計業務に着手したいと考えていると伺っております。

町道では、停車場線、永楽町1号線などに敷設しておりますが、同様に機能しなくなっている箇所が散見されるようになってきています。揚水量が減少してきた永楽町1号線では、今年度、地下水揚水井戸の更新工事を実施しております。

今後も、冬期間における歩行者の安全な通行が確保されるよう、施設の維持、保全に努め、県に対しては、早期に整備が完了するよう、要望を継続してまいりたいと考えております。

以上、6番、秋元英俊議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

答弁は、詳しい内容の答弁ですし、ワクチンの納入など、国や県の動向に左右される事項なので、接種スケジュールは、計画していても、はっきりした日時を提示できないと思いますが、その中で町にお願い、要望したいのですが、まず、新型コロナウイルスワクチン接種関連について、接種順位の1番としての国立病院機構、秋田県では由利本荘市岩城にありますあきた病院であります。また、地域医療機能推進機構、同じ秋田県で言えば、能代市に当たります秋田病院、並びに労働者健康安全機構、秋田でいえば大館市にある秋田労災病院がそれに当たりますが、県の方針では、この先行接種を、能代市にあります秋田病院として、400人を選定し、395人に対して19日から接種が始まっています。また、先行接種に続いて行う医療従事者の接種は、1,000人を超える基本型施設、またはおおむね100人以上を接種できる連携型施設で行うとしています。小坂町では、隣接するかつの厚生病院及び大館市立病院が基本型施設となり、その他連携施設として、鹿角市2施設、大館市4施設となっています。

先行接種を受けなかった一般の医療従事者への優先接種はその後、県の主体で調整し、3月に行うとしていますが、昨日の河野大臣の報道では、高齢者数、3,600万人いる中で、4月12日から25万人に対して2回分の接種を開始し、4月26日から本格化させ、全ての市町

村にワクチンが行き渡るようにしたいとしております。

実際にワクチンが予定どおりに配付されるかは不明だと感じているところではありますが、最新の情報があればご教示願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、先行接種の中の医療従事者の方々につきましては、昨日、県のほうから情報の提供がございまして、3月1日にファイザー製のワクチン4箱と、それから、3月8日に同じく4箱、これが秋田県のほうに納入されるということに伺っております。しかしながら、県内全体では医療従事者、それから歯科の診療所の従事者、それと薬局、それから、救急搬送に当たる消防隊員等も合わせて3万人に近い方がいらっしゃるというふうに伺っております。ですから、そのワクチンの供給の部分については、秋田県のほうの割当てがどういうふうになされるのか、現段階では分かりません。

それから、もう一つが、昨日、優先接種の高齢者の分としてのワクチンについて、具体的に河野行政改革担当大臣から記者会見として情報が出ておりましたが、4月5日の週に、秋田県では該当するのは2箱供給されるということに伺っております。しかし、秋田県の高齢者人口が、議員ご承知のとおり36万人いらっしゃいます。2箱来たところで、小坂町に一体どれだけの割合になるのかということについても、都道府県の配分によるということに言われておりますので、具体的な情報がそれ以上まだ来ておりませんので、今の段階ではこまめでしか、ちょっと申し上げることはできない。ご了承いただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。先ほど述べたように、国・県の方針が明確でない、何かこう支給されるという情報は流れているにしろ、果たして小坂町に確実に幾つ配付されるかは不透明だというように感じております。

また、4月から5月にかけて、高齢者と医療従事者を並行して接種する旨の発言がありました。接種スケジュールが確定した時点で、早急に提示していただきたいと思いますが、現時点での町内の医師などの医療従事者、並びに消防職員の人数がどれだけいるか把握しているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） まず、小坂町内の診療所、それから歯科診療所、薬局でございしますが、合わせて24人。それから、鹿角市と共通でございしますが、広域消防の該当する職員、これが89人というふうに伺っております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。そういう医療従事者及び救急隊員等には、確実に早く接種していただきたいと思うところであります。

また、コロナワクチンでは、町長の答弁にもありましたように、様々な不快な現象と言われる副反応が起こることがあると言われております。多くは免疫力を高める過程で起こる自然な反応で、接種後、数日内で起きるとしております。副反応には、接種部の患部のかゆみや腫れなども含まれていますが、ほぼ全員が接種後現れるとのことです。

ファイザー社のワクチン接種での臨床試験では、16歳から55歳までで2回の接種をした後、筋肉の痛みが78%、疲労感が59%、39度以上の発熱が16%の人に生じたとしております。2回目の接種のほうが割合が高く、インフルエンザワクチンよりも多い点を覚えていただかなければならないとしております。また、発熱は1日程度で収まるとしておりますが、2日連続で熱が出るなど、異常が続くときはすぐに医師に相談することを勧めています。

また、国内で行われた160人に対しての臨床試験での接種後の副反応として、痛みが1回目の接種後に86%、2回目の接種後は79%起きたとしております。疲労感や頭痛、筋肉痛、発熱、悪寒などの副反応も報告されています。

また、接種後、30分以内に血圧の低下や呼吸困難などが起きる急性のアレルギー症状、町長が答弁でお話したようなアナフィラキシー反応は要注意としております。このアナフィラキシー反応が起き、重篤な事態になることは20万回に1回とされていますが、それでも起きないとは言えないことから、町として接種するに当たって、注意事項等の留意を周知徹底していただきたいと思っております。

いずれにしろ、コロナワクチン接種に関しては、スケジュール的には国・県の進行状況が大きく変わってくることや、臨床事例が少ない状況での接種であることから、町としては、慎重かつ迅速に対応願いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、災害対策本部の代替施設は、計画に明記していないとはいえ、自家発電装置が設置されているセパームをその対象としていることは理解しているところでありますが、セパームの自家発電装置は直近で作動動作はしているのか、伺います。ただし、出席要求者に教育委員会と書いていません、私の不具合ですが、セパームの管轄となれば教育委員会ではないかと思ひ、事務局長の発言を求めます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） セパームの自家発電につきましては、毎年1回、設備

点検ということで、点検を実施しております。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。自家発電は動かないことには話にならないという状況で今、質問しましたので、月1回やっているということは、動いてその停電等には対応できるものと思います。

また、一応質問者としての責任で、提案をしたいのですが、まず1か所は、鹿角広域行政組合小坂分署2階を考慮していただければと思います。もちろん、自家発電装置も設備しておりますので、参考にいただければと思います。

最後になりますが、融雪歩道関連について、小坂町単独としての修繕工事であれば、先ほど町長の答弁にもありましたように、康楽館通りや永楽町の融雪歩道に対しての修繕工事を鉾山事務所前で行ったように、早急に対処できるものですが、町として県に伺いを立ててからの状況であることは十分理解するところであります。

さきにも述べた、町議会でのこの質問が適切な質問なのかは、新人議員として勉強不足であると自身思いますが、町民の切実な事項であると捉えていただきたいと願うところでありますので、ご了承願いたいと思います。

最後になりますが、一般質問での発言として適切ではないかもしれませんが、少し気になるのですが、毎月1と5のつく日に行われる市日の入口付近は、やはり積雪で滑りやすくなっております。融雪歩道のような設備で安心して歩けるようにできないものかと思案しているところであります。もちろん、市日の場所は個人所有と聞いております。そのようなところに行政が関わることは困難であることは分かっていますが、そこに限らず、町民目線での行政をうたっている町長として、細部にわたりやさしい行政を町民の方に引き続き行っていただくことを願っていますが、その辺、町長のご意見を再度お聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 提言ありがとうございます。

私もあそこを歩いているわけですがけれども、現在どういう状況というのですか、どうしても雪が降ったりすると、雨降ったりすると滑る状況ありますけれども、ちょっとその辺、調査というのですか、調べさせていただいてからお答えさせていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 6番。

○6番（秋元英俊君） ありがとうございます。

細部にわたりという言葉を言いましたが、私は全ての町道に対して把握しているわけでありませんが、部分的に砂利道のところもあると聞いております。先ほど菅原議員からの提出された資料にもありますように、高齢者の割合が大分を占めておる高齢者社会になっている状況であります。引き続き高齢者にやさしい町であることをお願いして、6番、秋元英俊、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、6番、秋元英俊君の一般質問を終結いたします。

---

◇ 本 田 佳 子 君

○議長（目時重雄君） 次に、3番、本田佳子君の登壇を求めます。

〔3番 本田佳子君登壇〕

○3番（本田佳子君） 3番、本田佳子、議長の発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

いまだ続くコロナ禍において、1月、2月と、日本海沿岸県南地域における大雪、暴風の甚大な被害を受け、さらに、2月13日、東日本大震災の余震として、福島県を震源とする地震があり、また、最近、栃木県の足利市の山火事があるなど、次々と降りかかる災害に対応する事態が増えてきております。被災された皆様方、新型コロナウイルス感染症で闘病されている皆様にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。また、昨年からは休むことなく、献身的に看護に当たっていただいている医療従事者の方々に深く感謝しますとともに、敬意を表したいと思います。

さて、1番目の質問でございます。新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種の推進についてでございます。6番議員と重複するかもしれませんが、ご了承ください。

さて、待望のワクチン接種が、医療従事者から順に実施されて1週間が過ぎました。早期に感染拡大を防ぐためには、接種率を上げる必要があります。接種できない体質、事情のある方を除いて、迅速に、できるだけ多くの方に接種していただくことが重要です。

そこで質問です。

ワクチン接種が始まりましたが、感染拡大を防ぐため、接種率を上げる必要があります。できるだけ多くの方に接種をしていただくための町での対策はありますか、お伺いいたします。

続いて、2番目の質問でございます。

町の小中学生のスポ少・部活動に関する支援についてでございます。

町の小学生のスポーツ少年団や中学生の部活動において、以前から、生徒たちが大いに活躍し、優秀な成績を残しております。先日も紹介されたとおり、小中高と皆さん活躍されております。一生懸命活躍し、成績を残して、未来の夢に挑戦したいと頑張っている子どもたちに対し、応援の手を差し伸べてほしいと思い、質問させていただきます。

1点目に、中学生の部活動に関する支援として、どのような助成を行ってききましたか。

2点目に、小学生も含めた助成はありますか、お知らせください。

3点目に、その後の支援についてどのように考えているかお聞かせください。

以上の点について質問させていただきます。

町長答弁の後、再質問をさせていただきます。

○議長（目時重雄君） それでは、3番、本田佳子君の一般質問に対し、町長から答弁を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の推進についてのお尋ねであります。

先ほどの6番議員へお答えしたと重複しますが、ワクチン接種が開始され、コロナ収束に向けた第一歩であると考えております。

当町においても、4月以降、高齢者からワクチン接種を開始する予定であります。小坂町診療所と連携し、万全の体制で接種事業を実施してまいります。

接種するかどうかは、最終的に個人の判断に委ねられることとなりますが、多くの町民の方々は、ワクチン接種は発症予防、重症化予防に有効であると理解している一方で、接種による副反応、接種が本当に効果があるのかなど、心配や疑問も多いものと推察しております。

日本が納入契約をしているワクチンは、アメリカ、イギリスの製薬大手3社からワクチンが提供される予定ですが、今月、薬事承認されたファイザー社のワクチンは、発症予防効果は95%と報告されているものの、十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされ、現時点では感染予防効果は明らかになっておりません。情報が少なく、いまだ不透明なことも多く、こうしたことも不安を抱えている要因の一つであると思われれます。

これまでのワクチンの治験結果のほか、17日からコロナ対策の最前線に立つ医療従事者の方々4万人がファイザー社のワクチンを先行接種し、このうち2万人を対象として、副反応などの健康調査が実施されると承知しております。

今回接種した方々は医療専門職であり、副反応や免疫効果など詳細な調査結果が取りまとめられ、情報が国から開示されると思われまます。不安を払拭し、接種するかどうか冷静に判断できるよう、こうした情報を正確に町民へ提供してまいります。

情報の提供方法は、広報のほか、接種券送付時にチラシを同封し、さらには、介護予防事業等の際に周知したいと考えております。

しかし、接種ありきではなく、接種をしないを選択された方の自己決定権を尊重することも大事であると思われまますし、接種したくても事情により接種できない方もいるものと思われまます。周知に当たって、過度に接種推進をあおるような行為は、接種しない方への差別や偏見など、社会の分断を招くことにもなりかねないため、慎重に行う必要があると考え、一人一人に寄り添った対応を心がけてまいります。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長の答弁を求めまます。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） 3番、本田佳子議員の一般質問にお答えさせていただきます。

町の小中学校のスポ少・部活動に関する支援についてのお尋ねであります。

1点目の、中学生の部活動に関する支援としてどのような助成を行ってきたかというご質問であります。

中学生に対しては、小坂町立小中学校児童生徒の各種大会派遣補助金交付要綱により、補助をしております。対象は、学校体育連盟等が主催する秋田県大会、東北大会、全国大会及び付随する強化合宿について、交通費や宿泊費などの経費を補助金として交付しております。

2点目の、小学生も含めた助成はあるかというご質問であります。

小学生に対しては中学生と同じく、小坂町立小中学校児童生徒の各種大会派遣補助金交付要綱により、県大会以上の大会等について、交通費、宿泊費などを補助しております。また、スポーツ少年団に対し、同じく県大会以上の大会派遣費についての補助、その他指導者に対して講習会受講費用なども補助しております。

3点目の、その後の支援等どのように考えているかというご質問であります。



その後とは、高等学校等への進学後のことと思いますが、県立学校等となりますので、小中学生と同様の補助はできないものと考えております。

以上、3番、本田佳子議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、答弁漏れ等につきましては、再質問でお答えさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ご答弁ありがとうございます。

先ほど、6番議員と重複する質問もありましたので、その中で、自分も質問することは割愛させていただきます。そのほかに疑問に思ったことを再質問させていただきます。

先ほどの、工程どおりに接種されていくということでしたけれども、それが完全予約制ということでした。完全予約制であっても、体調が思わしくないとか、その日に接種ができないとかということで、ワクチンに半端というか、ちょっと余ったりなどしたときにどういう対応をするのか、お知らせください。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） ワクチンをできるだけ無駄にしないようにということで、こちらとしても、小坂町診療所と今、協議を行っている段階でございます。当然、議員のご指摘のとおり、予約しても、やっぱり体調不良等で来院できない方がいらっしゃるだろうということは想定をしております。その際にどういった方々を、当日、急にでありますけれども、接種できるような方に呼びかけをして、そして接種していただくと、そしてワクチンの廃棄をできる限りなくしたいということで、現在協議を行っている段階でございます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。内容は分かりました。

先ほどの秋元議員のときの説明の中には、高齢者施設では介護者も一緒に接種できることとなっておりますけれども、在宅介護って、個人の家に入る介護者に対しては、そのような対象になっていないというふうにして伺っておりますけれども、在宅でも、施設でも、高齢者と接触しているわけですから、施設同様に接種していただきたいと考えておりますが、そのことに対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 現在、国のほうから示されております工程の中では、あくまで入居型の施設、それに従事する方を対象とするということで言われてございます。しかし、議員と同様の考え方を持っておりまして、実際に、例えばホームヘルプ、ホームヘルパーが介

護をしに在宅に入る方も当然いらっしゃるだろうということも想定してございます。そういった方々については、例えば町内であれば、こちらとしてもいろんな形の捕捉できるわけですが、実際に従事されている方が町外、鹿角市や大館市から来ている、当然そのホームヘルパーもいらっしゃるだろうというふうに思いますので、その辺については、近隣の市の考え方も当然突合しながら、いろんな形の方策について検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ検討して、在宅介護の方も対象にしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

また、私の意見ですけれども、また接種率を上げるために、今、各国や各自治体では2回目接種したとき、した証明書と引換えに割引券やアイスを配るといような、そのような国や自治体もあるみたいですが、公平性に欠ける上に差別感がある、また、アレルギー反応や副反応がひどい方もいらっしゃるのです、そのものとは切り離して、必要性を理解してもらえよう周知を徹底しているところがあります。

いずれにせよ、早い段階で接種を進めて感染拡大を防がなければ、今までのような平和な日常を迎えることはできません。専門家によると、接種率がもう70%ぐらいにならないと、今までのような生活はできないというふうにも言われております。特に高齢者の方には、インフルエンザとは違って重症化しやすく、命に関わる上、かかってしまって治ったとしても、重篤な後遺症が残る厄介なウイルスであること、自分だけでなく家族や友人、また周囲の方の命を守るためにも、多くの方の接種協力が必要であることを知っていただく機会をつくり、小坂町に合った方法で迅速に多くの方にワクチン接種をしていただきますよう、町でのお元気づくらぶとかそういうところを利用して対応をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの感染症の推進についての質問はこれで終わります。

続いて、町の小中学生のスポ少・部活等に関する支援についての再質問になります。

中学生、小学生の全国大会の移動や宿泊等、町からの手厚い支援を受けているということでした。子どもたちが今、ハイレベルな大会で思う存分に戦ってよい成績を残すことができていることに対し、本当に心から感謝申し上げます。今後も継続していただけますようお願い申し上げます。

また別の、個人の場合のお話なのですけれども、小学生のほうなのですが、ここ一、二年

で小学生の全国大会、また全日本大会などがハイレベルな大会が開催されるようになりました。小学生では、スポーツのほうで、特に私のほうではスキーを担当しているものですから、そちらのほうでも大会等は学校単位で小坂町の名前を背負って出場しているので、子どもたちはその大会出場を目指してその権利獲得を一生懸命、頑張っているのですけれども、特にスキーの個人競技とかは、引率の先生もいなければ、保護者が子どもを連れて参加ということになって、参加費も移動費も宿泊費も全て自己負担ということで、両親がついて子どもを連れていく場合でも、場所と宿泊日数によって異なりますけれども、15万円から20万円ほどの費用がかかるといいます。そのために経済的に厳しいとせっかく権利を取っても断念してしまうケースがありました。

私たちの町は、少子化な上、少人数ですけれども、それでも優秀な成績を収めております。町の名前を背負って頑張っているわけですから、町として、個人競技にも補助や助成することは考えられないでしょうか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 地区大会で上位に入る児童生徒に対しては、大きな大会でも活躍してほしいというのが皆さんのお気持ちかと思いますが、補助金要綱に基づいて補助金を交付しているわけであります。対象としては、学校体育連盟等、そのような、付随するそういう大会にということで限定して、ある程度線引きをして補助させていただいております。それについては、やっぱり学校の教育ということでありますので、ある程度線引きを引いて補助していかなければならないのかと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） それでは、個人はやっぱり個人負担で頑張してほしいということになりますか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 特にスキー大会は、競技連盟が主催するような大会がいろいろありまして、補助できればいいのですけれども、学校教育の補助といいますと、やっぱり公平性を保つてということになりますので、やはり、学校体育連盟等主催、そのようなクラスの大会であれば補助できるのかなと思っております。

また、補助要綱に対しては、強化合宿に対しての補助の追加とか、いろいろ見直しをしておりますので、その中でも学校とも、PTAのほうとも相談して、必要であれば見直しをしていきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、年々ちょっと状態も変わってきておりますので、頑張っている子どもたちの夢を育ててあげる上でも、何とか検討をよろしく願いたいと思います。

続いて、3番目のその後の支援についてどう考えていますかという質問ですけれども、先ほどの答弁どおり、高校生も同じような支援ができないという、県のくくりであるのでできないということでしたけれども、今まで、それでなくても小坂町の名前を背負って頑張っているわけですし、今まで通学補助とかそういうことは町ではやってくれているのですけれども、スポーツに関しては無理だということでしょうか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 小中学生に対しては町の予算で補助等できるわけですが、高校生になりますと県立学校なので、補助できないということになります。

令和6年度に鹿角3校統合して、町内の高校生が皆、町外に通学するというふうになりますので、その点につきましては通学費など補助を考えておりますので、総合的にどのような補助が必要かというのは、総合的に考えていきたいと思えます。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。やっぱり高校生はちょっと難しいのかなと思って、少し残念に思いましたけれども、また、そのほかに、オリンピックを目指して頑張っている選手とか、オリンピックに出場した選手に対して、町として何か支援を行ったものか、教えてください。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） オリンピック等に出場した場合については特に補助とかは考えておりません。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。

これはちょっと教育委員会だけのお話ではないとは思いますが、オリンピックという大きい大会に向けて頑張っている選手も、オリンピックに出た選手も、まず、小坂町だけでなく日本の名前を背負って出ているわけです。やっぱり平和の祭典といわれるとおり、自分たちはもう平和のかけ橋という意識を持って頑張っているわけですから、そういう方に対して、できれば何かの形で支援をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） 今まで、町として、自分としてちょっと考えてというか、補助した決定というのはないのですけれども、今後については、その辺も含めてもう一回見直しをかけなければならないのかなという思いをしておりますので、1年後にどういう答弁になるか分かりませんが、見直しをしてみたいと考えております。

○議長（目時重雄君） 3番。

○3番（本田佳子君） ありがとうございます。ぜひ、皆さんの、子どもたちの夢をかなえるために、よろしく願いいたします。

また、子どもたちは、このスポ少や部活動を通してスポーツを学んで、また、スクールバンドであれば、そちらの文化部のほうでいろんなことを学んで、その夢を実現させるために一生懸命、毎日努力しております。小坂町の子どもたちの才能を育てて伸ばすために、大きな大会への切符をつかんだ選手には、また大きな大会に行く選手には、どうか町からのご支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、今この新型コロナウイルス感染症の中で一生懸命頑張っている子どもたち、また皆さんの支援をいただきながら、何としてもこの感染症を抑えて、一日も早い平穏な今までの日常を取り戻せるように、皆さんと一緒に協力しながら頑張っていきたいと思っております。どうか町の支援もよろしくお願い申し上げます。私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） これをもって、3番、本田佳子君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月5日午前10時から再開いたします。

散会 午後 2時24分